

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第31号 2014年3月

HEADLINE

本号では当財団が、法務省法務総合研究所国際協力部、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）と共催して、平成25年12月6日、7日両日にわたって実施した第18回日中民商事法セミナーを特集しています。今回中国側からは国家発展改革委員会からお二人の講師をお呼びしました。12月5日のテーマは、資源節約環境保護司の馮良副巡視員に「大気汚染防止に関する産業と政策」について説明いただき、12月6日のテーマは、価格監督検査反独占局の李青副局長に「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状と課題などをご紹介いただきました。いずれも日本企業の中国での事業展開にとって関心の深いテーマであり、最新の情報をお聞きすることができ、極めて有意義なものとなりました。両日とも、中国講師の講演の後、日本側コメンテーターのコメント、相互討論及び会場との質疑応答が行われました。本号では講演及びコメント、質疑応答を取りまとめて掲載しております。

(目次)

12月5日 講演「大気汚染防止に関する産業と政策」

講師 国家発展改革委員会 資源節約と環境保護司副巡視員 馮 良	3
コメンテーター 一橋大学 副学長 大学院法学研究科教授 高橋 滋	9
環境省 水・大気環境局総務課課長補佐 高林祐也	12
討論・会場質疑	14

12月6日 講演「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状

講師 国家発展改革委員会 価格監督検査反独占局副局長 李青	19
コメンテーター 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 川島富士雄	29
森・濱田松本法律事務所 弁護士 射手矢好雄	33
討論・会場質疑	36

両日とも司会は、小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士、当財団理事

<添付資料>

12月5日 講演資料「大気汚染防止に関する産業と政策」 馮 良
同上 コメンテーター資料1 高橋 滋
同上 コメンテーター資料2 高林祐也

12月6日 講演資料「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状 李 青
同上 コメンテーター資料1 川島富士雄
同上 コメンテーター資料2 射手矢好雄

【講師略歴】

氏 名：馮 良 (FENG LIANG) (男性)

生年月日：1965年4月12日

出身地：遼寧省

学 歴：石炭科学研究総院北京炭化学研究所修士

略 歴：企業、科学研究院における勤務経験を有する。

政府関係部門に18年間勤務、長年に亘り省エネルギー及び環境保護関連業務に従事。1995年から国家経済貿易委員会に勤務、資源総合利用方面の業務を担当。2003年から国家发展改革委員会総合利用處處長、環境保護處處長を歴任し、現在、省エネルギー及び環境保護司副巡視員を務める。

業 績：資源総合利用優遇政策システム及び認証制度の創設を推進。清潔生産促進法の改正に参加。廃棄自動車及び廃棄電子製品リサイクル関連条例の起草に参加。

環境問題処理をめぐる、大気汚染予防行動計画、第十二「五ヶ年計画」都市生活汚水及びごみ処理施設建設の企画等一連の重要な政策に参加。

【講師略歴】

氏 名：李青 (LI QING) (女性)

生年月日：1965年7月2日

出身地：四川省

学 歴：1985年人民大学 経済学部学士号取得

1988年人民大学 経済学部修士号取得

略 歴：国家发展改革委員会価格監督検査・独占禁止局副局長。独占禁止調査一処及び競争政策・国際合作処の業務を主管。中国全土の価格独占禁止執法業務を指導。多くの重大な価格独占案件の調査に参加し、指導を行う。価格独占禁止の分野において、国際協力に携わり、海外の価格独占禁止執法機構との緊密な連帯関係を構築。

【講演】「大気汚染防止に関する産業と政策」

国家発展改革委員会 資源節約と環境保護司副巡視員 馮 良

中国の大気汚染防止対策及び措置に関してご紹介をいたします。

世界各国は工業化、そして都市化を進める中で、ほとんどの国で製造業の急成長を見ました。また、エネルギー消費、自動車の保有量も大きくふえてまいりました。しかし、これによって大気汚染の防止には非常なプレッシャーがかかったわけであります。大気汚染というのは欧米の先進国は20世紀に直面した最も深刻な環境問題となりました。

先ほどご覧いただいたのがアメリカのロサンゼルス、それからロンドンにおける大気汚染のひどかったときの状態であります。それから、その後にお見せしたのが現在よくなったという状況であります。こうした先進国においては数十年努力を続けて、基本的にこうした大気汚染の問題は解決されました。

現在のところ中国の大気環境というのは非常に厳しいものがあります。ここでお見せしているのはWHOが発表したデータで、世界の主要1,081の都市における浮遊粒子状物質（SPM）のデータ、濃度を調べたものです。期間は2008年から2010年。ご覧いただいている中で緑のところは濃度がそれほど高くないところであります。しかし、赤いところは濃度が高い場所を示しております。ご覧のように中国、特に東部地域においては赤くなっている都市が非常に多くなっています。

こうした大気環境汚染が厳しくなるにつれて、中国政府としても一連の政策措置を立案、実施しております。以下、どのような政策があるか3つに分けてお話しします。

最初に、ここ数年間において行われた汚染・公害の防止のための取り組みの状況をご説明します。

中国はここ数年間大気汚染を防止するためにさまざまな模索を行い、そして対策を打ち、かなりの成果を見ることができました。それをこれから6つに分けてお話しします。

まず、第1点目として、主な汚染物の排出削減において顕著な成果を挙げることができました。第11次、第12次5カ年計画においてはそれぞれ拘束力のある指標、目標が掲げられております。第11次5カ年計画では、まずSO₂の10%の削減、第12次5カ年計画においては、このSO₂を更に8%減らすという目標を掲げております。そして、第12次五か年計画ではNO_xの目標も出て、これは10%の削減となっております。こうした目標を達成するために国としてはさまざまな政策を打ち出しました。例えば、石炭焚きの発電所においては脱硫、脱硝を進める。それに対しては電気料金を優遇する。それから、おくれた生産設備を廃棄するなどです。そして、環境保護に対する国としての投資を更に促進し、結果、よい効果を上げることができました。

2012年末のデータでは、SO₂の排出総量が2005年比で16.9%減少しました。そして、全国で地級市と呼ばれる相当規模の都市では、SO₂とSPMの年平均の濃度も大きく減少しました。

第2点目、この大気汚染物の排出削減については10の大きな事業が大々的に推進されてきていますが、これはひとえに目標実現のためであります。排出削減の重点プロジェクトが脱硫、脱硝で、発電所における脱硫、脱硝、それから製鉄所の脱硫、それからセメント工場でも脱硝を行っております。これによりSO₂とかNO_xが大きく下がってきました。中国の火力発電所は現在、発電容量の7億キロワット分がSO₂の脱硫装置をつけており、その比率は、2005年の14%から2012年には90%となりました。

第3点目、こうした環境保全の支えとなるのは環境保護産業で、この発展を促しています。省エネ、排出物削減を大々的に推進するため、また資源節約型、環境に優しい社会をつくるため、こうした産業に大きな市場としての伸びる機会を与えているわけです。これにより環境保全の産業もかなり発展し、技術的な設備、装備もグレードアップされてきました。また、製品も非常に種類が増えてきて、サービスレベルも上がってきました。

大気汚染の防止につきましては、中国では脱硫、脱硝、それから集塵の市場がかなり大きく伸びてきております。11次5カ年計画の期間中、発電所における脱硫の施設に2,000億元の投資がなされました。また、都市の下水処理場のためには4,000億元近い資金が投資されました。また、日本の先進的な技術を持つメーカーの技術が中国では広く用いられ、日本のメーカーもこうした中国の環境保護産業の発展という、そういうチャンスを生アできたのではないかなと思っております。

4点目として、中国では新たな大気の質の基準を設け、これを実施することとなりました。今この図をご覧ください。今この図をご覧くださいけれども、2012年、2013年、2015年にかけて我々が空気の質をどのように改善していこうかというスケジュール表となっております。

2012年は、環境空気の質基準と環境空気の質指数の技術規定が新たに改定されました。これにより3つの段階に分けて実施していこうという戦略がはっきりと決められました。北京、天津、華北、それから長江デルタ、珠江デルタなど、これは重点地域となっておりますが、そのほかにも直轄市、それから省都などにおいてはPM2.5、オゾンのモニタリングを開始することとなりました。そして、2013年は、環境重点都市、それから環境保護モデル都市というのが113ありますが、ここにおいてもモニタリングが始まりました。そして、来年からは、非常に霧やスモッグがひどかったということで地級市以上の相当規模の都市においてもモニタリングを全面的に行うこととなりました。現在では一般の市民も携帯でその都市のPM2.5のモニタリングの数字を見ることができず。

第5点目として、重点地域における大気汚染の防止、第12次5カ年計画が定められております。ここではっきりと規定されたことは、5つの統一的な取り組みのメカニズムをつくるということです。これによって大気汚染について各地域が連携して汚染防止に当たるという枠組ができ上がりました。つまり大気汚染についてはその地域、幾つかの地域が一緒になって防止し、コントロールするということです。ここでは幾つか統一すべき点が述べられております。つまり統一的に計画し、統一的にモニタリングし、統一的に管理し、統一的に評価し、統一的に調整をするということです。これによって広い地域、広域内における大気汚染の防止を行おうとするものであります。これによって広域の大気汚染防止能力が高まりました。また、そのほかに決まったこととして、SPM、それからSO₂、それからNO_x、VOCなどこうした汚染物の規定もできましたし、また火力発電所、鉄鋼、非鉄、セメント、石油化学、化学工業など、こうした重点的に防止をすべき産業も指定をされました。それと同時に地域的な指定もありまして、北京、天津、華北、長江デルタ、珠江デルタを中心とした3区10郡という地域が決められ、これが重点地域となりまして、ここから大気汚染防止の取り組みを先行するということになりました。

次に、第6点目ですが、それは法律や法規、法令をさらに完全なものにしてきたことであります。1987年に大気汚染防止法が出されましたが、これは大気汚染の防止、そして監督管理、粉塵、それから排ガス、悪臭などについてどのようにすべきか明確に定めたものであります。そして、この法は二十数年施行されてまいりました。しかし、大気汚染の防止という面では情勢の変化が出てきたということで、元の法律に対し今まで3回改正が行

われてきました。現在、また新たなこの法律の改定作業が進んでおります。その内容は、元の法律を基礎として重点的に幾つかの点をさらに改善しようとするものです。例えば総量規制、それから排出の許可制、それから緊急の事前の対策、それから法律の責任などです。それから、さらには悪意によって汚染を排出するもの、そして特に汚染度の害が非常に大きい企業に対しては、企業と責任者に対して刑事責任を追及するという内容も含まれることになっています。そして、このように違法な行為については今後処罰がさらに強化されるでしょう。

そしてもう一つ、自動車の汚染について、これは今非常に公害としてはひどくなってきていますので、この自動車に関する汚染防止条例がつくられようとしております。今研究中であります。

それから、あと地方の状況について、地方はそれぞれ地元にあった状況でさらに細かくした法規をつくろうとしています。例えば北京、江蘇などではちょうど今その制定を検討中でありまして、それができますと地方の大気汚染防止法規となります。

2番目にお話しするのは、これからの重要な任務ということです。

今後の重点的な任務、措置についてということですが、中国の今の段階というのは、これから我々がややゆとりある社会をつくるため、非常に重要な時期に差しかかっております。工業化や都市化が非常に勢いで進んでおります。よって、エネルギーの消費、自動車の保有量もふえているわけです。ということで、大気汚染防止というのは非常に大きな課題を抱えることになりました。ことしは特に広い範囲にわたってスモッグが広がっております。そしてPM2.5の値も非常に高くなっており、こうしたスモッグのような問題が非常に突出しているというのが現況であります。

一つ目は、大気汚染処理の強力な推進が挙げられます。

現在ではこのPM2.5を防止の重点としております。2013年、ことしの9月10日に、国から大気汚染防止アクションプラン、行動計画というものが出ました。一般庶民は大気十条と呼んでおります。これによって大気汚染防止のための目標や任務が定まりました。その後、環境保護部発展・改革委員会などがその実施催促を出しました。それは北京・天津・華北及び周辺地域の大気汚染防止行動計画を実施するための催促というものであります。ここではさらに積極的に防止の目標を定め、また非常に厳しい防止措置も定めております。この新たなアクションプラン、大気汚染防止行動計画は3つの特徴を持っております。

まず第1点目として、総合的な施策を行うことと、トップレベルの設計を強化することです。その核となるものは空気の質の改善です。また、このプランの中では主たる汚染物の排出をこれからどうしていくか、ロードマップも明らかにしております。そして、具体的な取り組みにあたり、全体として安定的に、正確に、徹底的にやるということを原則としております。非常に強力な措置を講じてこの任務を達成しようとしており、つまりはできるだけ早く防止の効果を上げたいということでもあります。

次に、このプランの目標の設定するにあたり科学的に行う、それから地域に分けて行う、それから全体として各地域の環境の質、汚染物の排出の状況も考慮する、それから一般の人々の期待も考えるということになっております。そして、経済社会、技術、アベイラビリティなど幾つかの要素を考えて地域を分けて、また段階も分けて防止をするということになっております。

地域については、北京、天津、華北、それから長江デルタ、珠江デルタにおいてはPM2.5の防止を中心としております。そのほかの地域では一般のSPMが中心となっております。

防止の考え方は、やはりまずは政府がリードすること、具体的な施策は企業が行い、また市場の力もあり、一

般の国民も参加できるような、こうした新たな枠組、メカニズムになっております。

また、効果においては、一石二鳥ではないですけれども一石多鳥を得るといような効果を期待しております。構造をこれからも最適化し、またイノベーションも進め、環境、生態の保護とイノベーションを結びつけていくような形をとりたいということです。

次に、第2点目の特徴を申し上げます。それは全体的な配置調整を行っていくということです。これは3つの大きな変化が反映されたものといえます。まず、コントロール、抑制の対象としてはSO₂、NO_x、それから粉塵が今まで注目されていたものが、今後は多くの汚染物を一緒に抑制するという考え方に変わっていくでしょう。そして、これによって汚染物の排出量を大幅に削減したいと考えております。そして、抑制する領域について、もともとは工業的な汚染源については規制、抑制をするという考え方でしたが、現在はそうした工業的な汚染源に加え、面的な汚染源、それから移動の可能性のある汚染源など、これを総合的に管理して、管理を強化するという考え方にこれからなっていくと思います。そして、重点産業についても汚染の防止を行っていきます。それから、抑制の方式については、もともとはその地方、地方で管理していましたが、これを広域的な幾つかの地方が共同で防止、抑制をするという形にこれから変えていきます。

第3点目の特徴は、系統的に推進して、顕在的環境問題を解決していくということです。特に今非常に状況が悪い汚染をこれから解決していきます。そして、主な汚染源の管理を強化するわけですが、主な汚染源といえますと火力発電所、それから自動車産業、工業用ボイラー、セメント、ガラス、セラミックス、鉄鋼、石油化学、それから土ぼこりを巻き起こすようなもの、それからペインティング、それから溶剤を使用するものなどがあります。これらを管理していきます。そして、対象物は、浮遊粒子状物質(SPM)、SO₂、NO_x、VOCなど、これらを重点として排出を削減していきます。また、大気の中ではSPM、それからオゾンの濃度を下げていきます。これによって、今発生しているひどいスモッグ、霧、光化学スモッグ、あるいは酸性雨などの問題を解決したいと考えております。

二つ目として、中国の大気汚染の防止の目標もこのプランには掲げられております。この点は先ほど杜副主任のほうからの説明がありましたが、ここ5年、中国も努力してまいりまして、全国的には空気の質もかなり改善されてきて、重度の汚染日がかかなり減ってきました。それから、重点地域としては北京、天津、華北、それから長江デルタ、珠江デルタですが、こうした地域の空気の質もかなりよくなってまいりました。そして、これから5年かけてこういうふうにする、それからまた5年、あるいはそれ以上かけて重度汚染の空気という状態をなくしていく、全国的に空気の質が明らかによくなったという状況に持っていきたいと考えております。

具体的な指標も設けました。例えば2017年時点で地級市の都市、それより大きい都市は、SPMについてはその濃度が2012年に比べて10%削減、それから好天の日が毎年ふえるようにする。それからもう一つ、北京、天津、華北、長江デルタ、珠江デルタなどにおいてはPM2.5の濃度をそれぞれ25%、20%、15%程度削減する、こういう具体的な指標も掲げられております。

三つ目として、大気汚染防止の目標を達成するために、大気汚染防止行動計画アクションプランにおいて、主に10の方面、そして具体的には35条にわたる措置が確定されています。その10の項目について以下述べたいと思います。1番目に、まず汚染物質の排出を減少させる。2番目は、高いエネルギー消費の業界や設備に対して厳密な管理を行うということ。3番目は、クリーンプロダクションを大々的に遂行していく。4番目は、エネルギー構造の調整を急いで行っていく、加速させていくこと。5番目は、省エネ、環境保護の指標の制約をさらに強化、

厳しくしていくこと。6番目は省エネ、そして排出削減の新たなメカニズムでもって業界に対して奨励や制約をさらに進めていくこと。7番目は、法律やスタンダードにのっとり、各産業に対して環境汚染にかかわる部分でのモデルチェンジやグレードアップを迫っていくこと。8番目は、北京、天津、華北並びに長江デルタ地域などの主要な大気汚染のエリアに対して汚染防止のメカニズムをさらに構築していくこと。9番目は、重汚染の天気に関しては、地方の自治体が緊急対応体制を構築して、適切に対応することです。そして10番目は、社会全体がともに呼吸をし、努力をする、奮闘するといった行動基準にのっとり、全ての市民の参加により環境保護や監督を行っていく。以上10点でございます。

四つ目に、エネルギー構造の調整と自動車の排ガスに関係する部分を主にお話しをしていきたいと思っております。サブタイトルといたしましては、重点的にエネルギー構造の調整を加速させて、そしてクリーンエネルギーの供給をふやしていくということです。

エネルギーの構造の非合理的な利用というのは、我が国におきまして大気汚染の問題を突出させている重要な要素、原因だと見ることができます。我が国のエネルギー利用においては多くの課題、問題に直面しております。具体的に幾つか挙げると、それはエネルギー消費の総量がまず多いということ。2番目、エネルギーの利用効率がまだ低い。そして単位当たりGDPのエネルギー消費は欧米諸国に比べて数倍である。日本の2倍になります。3番目は、エネルギー消費構造における石炭の割合が約70%と依然として高いことです。石油、天然ガスなどの化石エネルギー並びに新エネルギーと比べると、石炭の排出による汚染物というのがより多くを占めます。石炭消費におけるこういったアンバランスによりまして、地域的な大気汚染、大気環境の問題というものが起きております。

このエネルギーの構造の調整が必要だということを先ほど来申し上げておりますが、中国において重点的に以下の4つの面で大きな措置を講じております。

まず、石炭の消費の総量、全体量をまず規制をするという点です。我が国において、エネルギー消費における石炭の消費量というものを長期的な目標を立てて抑えるということです。全体目標というのは、2017年におきまして石炭の占める割合をエネルギー全体の65%以下まで抑制するという点です。そして、北京や天津や華北、その他の重要な地域において石炭の消費全体量のマイナス成長というものを実現してまいります。そして、2017年の末においては、北京、天津、華北、山東省の石炭の消費総量8,300万トンに抑える目標を立てております。

2番目は、クリーンエネルギーの代替利用を加速させることです。石炭由来の天然ガス、それから炭素ガスの供給を増やすことです。そして、2015年において新たに増加させる天然ガスの主要配管の輸出能力を1,500億立米以上にまで増加させる、増強すること。そしてそれは北京、天津、華北、長江デルタ、珠江デルタ等のエリアをカバーします。それにより、天然ガスの利用方式を最適化して、そして新しく増やす天然ガスを優先的に住民の生活に回す保証をして、石炭をそれによって代替していくという方法をとっていきます。

最も厳密な環境保護の要求を満足させるため、また水資源の供給をきちんと保証する前提のもとに、石炭由来の天然ガスの産業化並びに規模の拡大を目指します。また、水力発電を秩序立てて計画的に発展させて、熱エネルギー、風力発電、地熱発電、太陽光発電、バイオエネルギーによる発電、そして原子力発電所も安全並びに高効率でこれを発展させていきます。

3番目は、石炭のクリーンな利用を推進していくという点です。そして、石炭の選鉱の割合、比率をさらにア

ップしてまた、新しくつくる炭鉱においてもかかる石炭の選鉱施設を建設していきます。また、既存の炭鉱でもかかる改造や新たな建設、増設を加速していきます。2017年における原炭の選鉱割合を70%以上にまで押し上げていきます。都市における高汚染の燃料の利用禁止エリアの範囲を拡大して、それを都市から近郊にまでエリア範囲を拡大します。また、都市の中の村、そして都市と農村の境界エリア並びにバラックエリアについても改造を進めます。そして、政策による補償やピークトッパレーの最低の電力料金の制度というものを実施します。また、季節に対応する電力料金、段階的な電力料金、ピーク調整の電力料金というものを導入します。そして、天然ガス並びに電気によって石炭を代替していきます。また、北方の農村地域におきましてクリーンコール配送センターを構築して、クリーンコール並びにブリケットの普及、利用を奨励していきます。

4番目は、エネルギーの利用効率を高めて、エネルギーの評価、審査制度を着実に実施していくという点です。そして、エネルギーにかかる基準をより新しい建築においては厳密に実施を徹底させていきます。また、既存の建築の熱供給の計量や省エネの改造を実施していきます。

第2の重点措置として、ガソリンと車と道路を有機的にとらえて、自動車由来のそういった汚染を防止していき、それを全面的に強化していくという点です。

自動車の排ガスの排出は大型都市や中型都市の空気汚染の重要な汚染源になっております。そしてそれが原因でスモッグや酸性雨や光化学スモッグ等が発生して、地域的な大気汚染が発生しております。2011年の中国の自動車の保有台数は2億台を超えました。その中でもセダンタイプの普通の自動車というものが8,000万台になっております。

自動車による汚染の防止改善強化のための措置を6つ講じることにしております。

1番目は、都市交通に関する管理で、都市の機能を最適化し、さまざまな機能の配置計画も最適化してまいります。そして、よりスマートでインテリジェントな交通管理を推進し、それにより都市交通における自動車の渋滞を緩和していきます。また、公共交通の最適化戦略を行い、公共交通の稼働比率をさらに管理し、また自転車や徒歩を使うことを推進し、それに見合った形の設備の建設を行います。都市の発展計画にのっとり自動車の保有台数を合理的に規制していく措置を講じております。北京や上海、広州などの大都市においては非常に厳密に自動車の保有台数を既に規制しております。そして、クリーンな外出といったことを推奨しており、自動車の使用の程度や頻度というものを減少してまいります。2017年におきまして北京や天津などの公共交通の外出、利用率というものは大体60%以上まで下がるというふうに予測しております。

2番目は、燃料油、ガソリンの品質をさらにグレードアップさせていくことです。そして、石油会社における改造をさらに推し進め、これをユーロ4のレベルにまで達することを目標としております。また、2014年末までに全国においてディーゼルカーは大体このユーロ5の基準に合致させる目標を立てております。

3番目は、旧タイプの車両、自動車や、また高汚染物質排出自動車を淘汰していきます。具体的には通行の禁止エリアを確定していく。そして、かかる自動車を使うのをやめた利用者に対して経済的な補償を与える。それにより順次、先ほど言いました高汚染化や旧タイプの自動車というものをなくします。そして、2017年には基本的に全国の範囲内で黄色い表示の車と呼んでいる汚染物の高排出車をなくすことを目標にしています。

4番目は、自動車の環境保護管理を強化していくことです。

5番目は、中国においてはまだ高速で走れない低速自動車というものがありますが、そういった低速自動車、例えばこれは三輪の自動車や、低速しか出ないトラックなどが具体的に挙げられるわけですが、それらに対して省エネや環境保護を要求するという意識をさらに上げていき、それによって汚染排出を減少させるということを計画しています。

6番目は、新エネルギーの導入自動車を大々的に普及していくということ。そして公共交通や環境保護、衛生部門等の業界並びに政府関係機関からそういった新エネルギーの自動車を率先的に利用させていきます。また、直接この販売を導入して、それに対しては財政の補助金を与えて、個人の購入を奨励していきます。そして、抽選でナンバーの取得することをなくしていくということです。

日本やアメリカやイギリス等の国では工業化や都市化の中でも過去に非常に甚大な大気汚染の問題を経験しています。例えば、日本におきましても数十年間そういうことがあったわけですが、長年来の努力によって日本の空気の質は非常に明らかな形で改善がなされたと思います。ですから、日本が大気汚染の防止を行ってきた過程の中で定めてきた法律、法規、または開発してきたクリーンなエネルギーや新エネルギーの自動車、そしてインテリジェントでスマートな都市交通、エネルギー効率の管理、大気汚染物に対しての有効な規制等々の面での技術や管理経験というのは私たちが学ぶべき、参考にすべき価値の大いにあるものです。

省エネ並びに環境保護というのは両国が直面している問題であり、共通の任務であるというふうに感じております。そして、この分野において両国間で協力を深めるということは、両国の根本的な利益に合致するところでありまして、全世界の持続的な発展にも寄与するところ大であるというふうに考えます。近年来、双方は省エネ、環境保護の分野において多くの非常に有意義な協力をを行い、成果を得てまいりました。中国は大々的に今省エネや汚染物排出の削減を行っており、また環境保護産業、省エネ産業の発展を実施しております。これは中国にとってだけでなく日本企業にとっても1つのビジネスチャンスであろうと思います。私たちは引き続きこの分野での交流を強化し、実質的な協力をさらに推し進める必要があります。そして、中日両国間の経済、貿易の協力がさらに進化し、積極的な貢献をなすことを希望して私の話の結びとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○小杉 馮良先生、大変詳細な中国での大気汚染の現状とそれに対する対策、取り組みをお話しいただいて本当にありがとうございました。

引き続き日本側のコメントに移りたいと思います。

最初に、一橋大学副学長、大学院法学研究科教授の高橋滋先生にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

<日本側コメント1>

一橋大学 副学長 大学院法学研究科教授 高橋 滋

一橋大学の高橋でございます。このような場にご招待いただきまして大変光栄に存じます。どうもありがとうございました。

時間の関係もございまして、早速コメントに入らせていただきたいと思います。

まず簡単にコメントの概要だけ先にお話ししておきたいと思います。まず、このような場でございますので、

東アジアにおける特に大気汚染の協力でどのようなものが求められているのかを確認した上で、法律分野からの協力がどのような形でできるのかを少し考えてみたいと思っています。

その上で、法協力の視点を探るために日中の環境法制と環境保護政策の比較をして、その上で大気汚染防止政策についてコメントをしていきたいと思っています。

まず、大気汚染分野での協力の重要性については、ことしの5月に行われた第15回の日中韓の三カ国環境大臣会合の中で出された共同コミュニケを確認するのが重要だと思います。

その中でも、特に総論の中では、大気汚染防止を各国で行うことの重要性とか、PM2.5や光化学オキシダントなどの早期警報や防止管理に関する共同的科学研究が重要であるということが確認されています。

さらに各論に移るとかなり詳細な協力の項目が上がっております。例えば、微小粒子状物質であるとか光化学オキシダントの健康調査についてお互いに関心を持つとうということや、大気汚染物質に関する科学的協力を行うこと、さらには先ほどの馮良先生のお話にあったモニタリングの重要性、特にここでは広域的なモニタリング体制を促進していくことが協力の重点として挙げられています。

このように、国レベルでは技術を中心にした協力がうたわれていますが、それでは法政策の分野でどのような協力が可能なのかについても考えていきたいと思っています。

まず、法政策の場合につきましては、法制度レベルでのマクロ的な比較が可能です。したがって、政策の到達点を正確に評価し合うことが可能であることや、紛争解決や被害者救済のルールをお互いに確認していくという意味でマクロ政策の比較を通じて妥当な協力ができるだろうと思っています。

特に先ほど申し上げたように、今日、環境政策、国際化の中での広い連携といったことが重要視されるようになってきております。そのような環境政策の中で、次のような点が協力の役割として重要視できるのではないかと考えています。

例えば、先ほどの馮良先生の報告は国家発展改革委員会のご報告でございましたが、この政策をどのように地方レベルで行っていくのかという役割分担の問題がございます。さらには、先ほどの報告にもございましたが、広がっていく汚染を広域的に連携して対策をとっていくことの重要性、制度的な構築のあり方であるとか、さらには利害関係者の協働であるとか、そのような視点というのは環境法政策のレベルで検証できるものではないかと考えています。

さらには、先ほどもさまざまな総合的な対策実施といったようなお話もありました。個別施策間における整合性や連携を確保する視点であるとか、特に環境法では執行不全ということが環境法の先進国であるとかドイツであるとか我が国でも言われてきたわけですが、このような視点も環境法の相互比較を語る上では重要ではないかと思っています。

以上が一般的な協力の話でございました。特に日本と中国の法政策の協力を考えた場合に、次のような視点も考えていく必要があるのではないかと思っています。

まず、我が国では、馮良先生のお話もありましたように、過去の深刻な公害の経験があるわけで、その中で産業化の進展と市民社会の成熟の中で法制度の規制と救済のルールというのが徐々にでき上がってきたという経緯がございます。

そして、このように、制度が整備されてきたわけですが、問題点もないわけではありません。例えば水俣病など過去における深刻な被害の救済のあり方をめぐってまだ政策案件が残されているような分野がございます。これは我が国が他国へ教訓として伝えていくべき課題だろうと思っています。

私は原子力安全基準の研究もしておりますが、私自身が反省すべき点があると思いますが、福島第一原発事故のように深刻な事態が生じないと、前から指摘されていた抜本的な制度的な欠陥などの整備が進まないというよ

うな問題が一部に残っています。これも我が国の反省すべき材料の1つであろうとは思っています。

他方、中国は急速な産業の発展の中で日本より速いスピードで法制度の整備が進んでいるように思います。先ほどご紹介していただいた大気汚染の法律などもその1つの典型例なのではないかと思えます。

それ以外に、時間の関係から細かいお話はしませんが、例えば不法行為の特則であるさまざまなルールであるとか、戦略的アセスメントであるとか、日本では非常に長くかかってきたものを中国は急速に整備されているのではないかと考えるわけです。

他方で、環境法の場合はドイツも日本も経験してきたことですが、法制度が整備されてもなかなか執行がうまくいかないというような問題点が常に指摘されてきたわけです。

さらに中国の法制度の研究者からは、実際の環境資源管理に当たる地方政府が環境ガバナンスをしっかりとやっていくことが重要なのではないかというような指摘もあります。

ただ、それでも、中国では注目すべき新たな対応をされておりまして、先ほど馮良先生から地域の共同管理ということが強調されましたが、流域の限批制度など、制度的にも広域管理の制度が発達しているというところが特徴だと思います。さらには環境を地方政府にしっかり守ってもらうための一票否決制度、環境が悪ければ全てだめとする評価がされるといったような制度も導入されたり、新しい工夫がさまざまにされているところが注目されると思います。

以上の総括的な視点を踏まえまして、具体的に大気汚染レベルについてのお話のコメントをしたいと思います。まず強調したいのは我が国でも中国の対策については高い関心があります。ことしに限っても環境専門誌ではかなりの特集を組んで熱心に中国の制度の分析がされています。

1つその中でも、高い目標を掲げられていることが印象的であると思います。例えばユーロ5の自動車への適用など、これも意欲的だなと私は思いますし、さらには重点区域を指定されて大規模に広域的管理を進められようとするのは意欲的なものとして我々にも参考になるのではないかと思います。

さらに、最近、環境法では経済的手法であるとか情報的手法の導入が強調されていますが、中国もいち早くこのような手法を対応に導入されているのではないかと思います。

例えば、経済的誘導手法では汚染物排出料金制度であるとか、先ほど言及いただきました古い型式の自動車の廃棄については補助金を使うといった、経済的な手法が使われていることが印象的でした。

また、汚染企業の公表のような情報公開であるとか環境データの公開であるような環境情報公開の手法も重要視されておりまして、さらには経済促進を推し進めるようなさまざまなイノベーション手法の導入というのも注目される場所だと思います。その目標を実現する手段としての規制水準の手法の開発にも注目すべきところがあるのではないかと考えております。

これは馮良先生のレジュメにありましたが、拘束力ある管理目標を導入し、さまざまな汚染物質に適用したことがご紹介されました。浮遊粒子状物質にも拡張されるといった点が、意欲的な手法の開発として評価できると考えております。

また、これは日本の経験でもなかなかなかったことですが、新たな汚染状況に対してかなり思い切った手法をとられているのも特徴だと思います。例えば、高汚染の企業の生産や排出の制限に踏み切るとか、自動車の走行制限をするとか、さらには保有を限定させるとか、いろいろな手段が使われているということは興味深いものでした。この点、既に北京などでは条例化されていることが文献等で紹介されています。

最後にコメントの締めくくりをさせていただきたいと思えます。

まず、中国への大気汚染の法政策への興味というのは極めて旺盛なものがあります。私が調べただけでも2011年以降、大変多くの文献が専門誌に載っている状況にあります。調べてみてびっくりいたしました。

その中で特に、非常に意欲的で新しい手法を用いられている点が印象です。そして、今後は、地方政府の環境ガバナンス、さらには実際に広域的な連携がどれくらい確保されていくのかという点に私としては注目したいと思っています。

特に、多数の汚染源になる中小企業とか民生部門で低負荷施設や技術をどのように導入していくのかという点は、経済発展との調和という観点から注目すべきではないかと思っています。ご報告では、エネルギー構造の転換という視点から、石炭の使用量を削減される、限定されるというお話がされましたが、実際どのような部門にどのように限定を加えていくのか着目していきたいと思っています。

最後には、自動車による汚染対策の改善の強化がごさいます。補助金を使われるというお話もされましたが、例えば高速道路を通れない6割の自動車があるということですが、これに対してどのような対策を打たれるのか討論のところでお聞かせ願いたいと思っています。

○小杉 高橋先生、大変ポイントを絞った的確なコメントをありがとうございました。

予定でいくと休憩の時間が迫っているわけですが、日本側のコメントは続けてさせていただきたいと思います。

それでは、環境省水・大気環境局総務課の課長補佐でいらっしゃる高林祐也さんから、実際日本の大気環境の行政を担当している立場からのコメントをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

<日本側コメント2>

環境省 水・大気環境局総務課課長補佐 高林祐也

皆さん、こんにちは。日本の環境省の高林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

馮良先生と高橋先生の発表の後ということで大変恐縮いたしておりますが、時間のこともございますので、私のほうからは簡単に我が国の大気環境行政の概要についてご説明させていただこうと思います。

基本的な法の構成ですけれども、我が国の大気環境行政におきましては、環境基本法、あるいはダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、環境基準がまず設定されています。次ページ以降でまたご説明させていただこうと思いますが、行政目標としての環境基準がまずあって、それをいかに達成していくかということでもろもろの施策を行っているという形になっております。

最初に、主な大気汚染物質と申しますか、二酸化硫黄、二酸化窒素、あと浮遊粒子状物質S P Mの環境基準の達成状況を確認させていただきたいと思います。

やや細かくて恐縮ですが、今スライドに出ておりますのが二酸化硫黄SO₂の環境基準の達成状況でございます。濃い色の縦の棒グラフが達成率をあらわしておりますが、こちらごらんいただければわかりますように、大体1980年ごろにはほぼ100%という状況に達しております。

続きまして、このページの上段、上のように載せておりますのが二酸化窒素NO₂の同じく達成状況の推移、下のほうが浮遊粒子状物質S P Mの達成状況の推移でございます。この3つのグラフを見ていただければ、ちょっと細かい内容も含まれていますが、概括的に見ていただければ、まずSO₂が達成されてきて、その次にNO₂二酸化窒素が達成されてきて、最後にS P Mの達成状況が改善してきたといったような流れがご確認いただけるかと思ひます。

次のページから対策についてご説明させていただこうと思いますが、やや荒っぽく申し上げますと、固定発生源、工場、事業所への対策でもってSO₂の改善がある程度なされて、しかし自動車起因の大気汚染でもってNO₂、SPMの影響というのがなかなか近年になるまで改善されなかったといったのが大きな日本の大気汚染の歴史といえますか経緯かと思えます。

先ほどのページで少し先取りしてお話しさせていただきましたが、我が国の大気汚染対策といえますのは、工場、事業所などの固定発生源、動かない発生源に対する対策と、自動車などの移動発生源、船舶などもこれに含まれますが、移動発生源対策というふうに大きく2つに分けられます。

このうち工場、事業所、固定発生源につきましては大気汚染防止法に基づいて煤煙規制、いわゆるVOCの規制、粉塵などの規制が行われておりまして、特に中心的な煤煙の規制で見ますと排出基準がございまして、これを超過した排出をした場合には、まず直罰が科されていると。ただ、それだけでは不十分ですので、行政からの改善命令、あるいは条件に適合していない施設に対する一時的な使用停止命令、あるいは、ちょっと前後しますけれども、そういう施設を設置する前、あるいは変更する前の届け出等の措置が義務づけられております。

ちなみに、各都道府県あるいは大きな市におきましてはより厳しい基準を条例で定めるということも認められておりまして、実態的にはかなり多くの地方公共団体がいわゆる上乘せと言われる条例での基準を設けているということがございます。

続きまして、自動車対策でございまして、こちらは3本柱で来ておりまして、1つ目は単体規制と呼んでおりますが、スペックといえますか自動車のそれぞれの型式をよりグレードアップしていくという規制。2つ目はNO_x・PM法ということで、後ほど詳しくご説明しますが面的な規制でございまして、3つ目といたしまして、低公害車ということで、先進的な低公害車の普及も促進していくと。その3本柱で対策を行って来ております。

1つ目の単体規制でございまして、これにつきましては大体5年ごとぐらいにNO_xとPMを対象といたしましてそれぞれの規制値を順々に強めてきたというものでございます。

この経緯の中で、どうしてもディーゼル車からのSPMの排出を下げるのが難しいとされていた時期がございまして、例えばそういった時期にヨーロッパではCO₂の観点からディーゼル車はどちらかというエコカーだと言われていたときに、逆に日本ではディーゼル車が環境に悪い象徴というふうに捉えられていた時期、大体今から10年ぐらい前かと思えますが、そういったころもあったかと思えます。しかし、一番最近の規制ではディーゼル車についても基本的にガソリン車と同じレベルの規制というところまで来ております。

続きまして、2つ目の自動車NO_x・PM法についてですが、こちらにつきましては先ほどの1つ目の単体規制でNO_x・PMの規制強化が技術的なこともあってなかなかまだ十分でなかったときに、特に自動車の走行が稠密な都市部、具体的には首都圏でございまして、首都圏の影響を緩和するために、端的にいいますと、そのエリアにだけ上乘せ規制といえますか、より厳しい、より最新の基準に見合ったものしか登録してはいけないというようなシステムです。

3つ目といたしまして、低公害車の普及ということで、規制ではなくてエンカレッジするほうですが、例えば補助金を入れるとか、あるいは税を環境への影響に反比例させてといえますか、より環境にいいものは税が少なくなるような税体系を入れる、そういった形で低公害車、特にハイブリッド車を初めそういうものの普及を推進してきました。

こうした固定発生源、移動発生源の対策によりまして、冒頭で見ましたように、NO₂、SO₂、またSPMについてはかなり環境基準の達成率が100%に近づいてきたというような状況がございまして。

そういった中で、今我が国で一番大きな問題となっておりますのがPM2.5の対策でございまして。皆様ご存じのとおりPM2.5のような粒子につきましてはいろんな発生源経路がございまして、例えばNO_x・PM法による自動車からの影響への対策ですとか、あるいは平成18年の大気汚染防止法でのVOC規制、こういったことを

とることで緩やかにではありますけれども少しずつ改善されてきているというのがこのグラフから見ていただけるかと思います。

しかしながら、今回こういったセミナーが持たれたのも1つのそういう背景があつてかと思いますが、近年、必ずしも国内起因ではないのではないかと思われる形でのPM2.5の濃度が高くなるといった事例が発生しております。そういったこともありまして、ことしの2月にPM2.5への当面の対応ということで政府としても取りまとめをしております。

具体的に申しますと、国内の観測網を充実させること、また、それをベースにいたしまして国民への情報提供を円滑に行うこと、またどのような影響があるかということについて専門家での検討を深めていただくこと、また最後に国際的な技術協力をより強化していくといったことを議論しております。

最後に少し参考のような形になりますけれども、そのときに政府が出しました注意喚起のための指針というものでございます。PM2.5につきましてはまだわからないこともたくさんございまして、どのレベルで、例えば室内に入るとかそういった行動をとればいいのかというのは必ずしも定説はございませんが、1つの目安といたしまして、環境基準である日平均35マイクログラム／立米の倍を超えるような、つまり70マイクログラム／立米を超えるような場合には不要不急の外出を控えていただきたいといったような暫定的な指針を定めております。

○小杉 高橋さん、大変日本の実情を踏まえた大気汚染環境の行政のご説明いただいてありがとうございます。自動車のガスの排出規制から最近のPM2.5に至るまでの取り組みというのをコンパクトにご説明いただいたと思います。

<討論・会場質疑>

○小杉 討議の最初に、公益財団法人日本環境協会理事長の森嶋昭夫先生がご出席になっておられますので、ちょっと先生から感想なりご意見なりをいただければありがたいと思います。

○森嶋 私は日本の環境政策をやっている中央環境審議会というところで長く日本の環境政策をやっておりましたので、その観点から先ほどの中国側と日本側のお話について少しコメントをさせていただきます。

1980年代から去年まで委員をしております、そのうち10年ばかりは会長をやっておりました。私は学者で、学者として政策をつくることは容易ですが、実際それを国の政策として取り入れる場合に色々な利益の調整をしなければならず、高橋先生のおっしゃるように不全を起こしそうな政策になりがちでなかなか大変なので、今から少しコメントをさせていただきます。

大気汚染に関していえば、日本の場合には1950年代から今まで60年ぐらいかけて、最初に固定発生源について1950年から80年代ぐらいまで規制をやってまいりました。それから都市の問題ですけれども、そのあたりで移動発生源、自動車の問題が出てまいります。それから自動車からの汚染の問題ですけれども、これはほとんど単体規制を中心にして考えてくれば済んだわけです。それから、時期的には少し重なりますけれども、問題としてはその後にCO₂の問題が出てまいります。その意味で、環境の規制の問題、大気汚染の規制の問題とエネルギーの問題、CO₂の問題というのはある意味で切り離して考えてこられたという意味では中国とかなり違ってきます。

これに対して中国は、工業化が本格的になるのは90年代に入ってからであります。先ほど馮良先生がおっしゃったように中国は石炭をエネルギーの中核として使うと同時に、石油もそのころから使いますけれども、最近に

なると石油を輸入するというエネルギー問題が入ってまいります。

そこで、先ほどの馮良先生のお話にもありましたように、2000年に入ってきますと石炭の消費量、それから石油の消費量もそうですけれども、それが急速に、それこそ幾何級数的に増加をいたします。

2000年に入ってきますと自動車の台数がふえてくる。そこでガソリンの使用量もふえます。石油、ガソリンを輸入しなければならなくなる。石炭の消費がふえる。そこでSOx、NOx、SPM、一斉に問題が、2000年に入ってくると急速に出てまいります。

私は1979年から中国にはほぼ毎年のように行って、中国の環境関係の方ともお話をしていますが、中国が政府としてCO₂の問題などに対して関心を直接持っておられたわけではありません。酸性雨の問題についても政府として直接に重点的な政策をとっておられたわけではありません。

問題があるということは考えておられました。しかし、やっぱり経済成長するためには石炭を焚かなければならない。ガソリンを使う。ところが、だんだんとSOxの問題が深刻になってくる。そして、石油を輸入しなければならない。そこでエネルギーの問題を考えなければならないということで、先ほど馮良先生のお話ありましたように、日本のように切り離して問題を考えるのではなくて、エネルギーのことを考えるという観点から大気の問題を考えていくという、両方を考えてくるという形でここ数年中国は大気汚染の問題を政策としてお考えになっているように思います。

そこで日本の場合は、最初のSOxのときは、日本は政府がR&Dを、技術開発のお金をたくさん出して、そしてまず脱硫装置を開発する。そしてそれを民間に技術移転をするという形で、まず経済成長をそういう形でバックアップしながら軟着陸をするということをやりました。

それから、先ほど高林さんのお話にありましたけれども、自動車の場合も実はディーゼルがおくれているのは、やっぱり国内の自動車産業の問題と、それから輸出をどうやれば有利にするのかというので、当時マスキー法というのが入るといった話があったのですが、そういうこととの関係で民間とタイアップしながら、日本の輸出政策、産業との関係で規制といいたいでしょうか、やっていったわけです。

中国の場合には、先ほども言いましたように一斉に全部をやらなければならない。しかも高い目標を掲げて何%カットするという場合に、中国の、ことしは成長率7.5%ということだそうですけれども、高い成長を、しかも石炭を使ってやる場合に、中国の鉄鋼とかセメントとかの産業を、しかも国有企業があるときに、その成長をとめないでどうやって転換をしていくのかというような総合的な政策を考えながらやっていかなければならない。そのときに補助金だけではできない。細かいことは時間がありませんから申しませんが、日本はいろんなR&Dのあれをやるとかいろんな政策を組み合わせながら、日本の経済産業というのはいろんなことをやりましたので、私は日本の成功の事例というよりも、これで失敗したという事例をぜひ学んで、日本が失敗したところを中国は失敗を繰り返さないようにして欲しい。最大の問題は、実は、水ですけれども、水俣病の失敗をごらんになれば参考になると思います。これは昔の話ですけれども、そういうところを学んで、どういう組み合わせをすれば経済の成長を減速させないで実効性を上げるか。環境と経済なんてウイン・ウインなんて、経済学者は簡単に言いますが、法律学者あるいは政策をやっている人間からはそんなに簡単なものじゃないということをお願いして、時間がないのでこれでとめたいと思います。

○小杉 森先生、ご経験に基づいた大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。

ここでちょっと馮良先生に、日本のスピーカーの発表を聞かれ、また今の森先生のお話を聞かれて、もしおっしゃりたいこと、あるいは日本側に質問したいことというようなものがあれば伺いたいです。

○馮良 中国の環境問題というのはやはり、汚染を形成したのは本当に短い短期間でこういった環境汚染と

いうものが起きております。そして、単一の汚染源ではなくてさまざまな汚染物質、さまざまな原因によるような環境汚染というものが起こっています。そして、先ほど森嶋先生もおっしゃったように、確かに日本というのは50年代、60年代に企業を中心に起こった汚染物質の排出があつて環境汚染が起こったわけですが、その後、流動的な汚染源、自動車を中心とした汚染も起きまして、例えばそれを中国に置きかえてみますと、2000年のころですけれども、中国が日本に対して自動車の排気について参考にしようという話で交流があつたわけですが、2000年ですから十数年前ですが、日本がそのときは自動車の販売というのが1億3,000から4,000万台だつたと思います。そして、そのときの中国の自動車の販売台数は100万台ぐらいだつたわけですね。しかし、現在は1年で2,000万台の販売ということになっておりまして、時代が全然違うわけですね。

そして、ヨーロッパ、アメリカ、日本の経験をきちんと参考にしますと、やはりそれらの国々で環境汚染をきちんと抑制し、それをコントロールできた期間というのは30年から50年ぐらいはかかっているというのが我々の知っているところなので、じゃ、中国はそれと同じということではなくて、その30年、50年かかったものをもうちよつと短縮するために頑張ろうじゃないかということだと思います。

そしてまた、抑制の期間を短縮するきっかけとなるものはやっぱりこれまでそういった環境汚染を経験してきた先進国が面の汚染や点の汚染や工業汚染に対してきちんとこれをコントロールしてきた、そういう技術や経験を持っている、そこが参考になるわけです。

そして、我が国が環境汚染対策を講じなければいけないのは中国国内の必要性があるのみならず、中国以外の周辺国家からも必要性が迫られているわけです。

今、過去のことを振り返ってみますと、10年前ぐらいのときでしょうか、経団連の方が中国に来て日本の環境保護保全技術の普及や宣伝、紹介ということをしてくださったわけですが、火力発電所の脱硫装置の普及、紹介、それからまた脱硫石膏の処理の方法などについて、グリーン援助支援プログラムを使って我が国の成都や重慶にあった工場にそういった技術を推薦し、これを導入するということがあつたわけですが、今そのときを思い返してみますと、日本のような非常に先進的な国の非常に新しい技術でびっくりして、やはり日本のようにはすぐにはいかないだろうと。中国はもっとそういうものを導入するのに時間がかかるだろうというふうに当時は思っておりました。しかし、十数年たちまして昨年の脱硫装置の設置、関連設備の設置の率というのは90%になりまして、そして7億キロワットにわたりましてこの脱硫装置というものが既に配備をされているということで、これは必要設備の設置のパーセンテージからいいますと90%ということで、世界でも最もパーセンテージが高い国に中国はなるに至つたのです。

私は最後に、中日両国が環境保護の分野でさまざまな具体的な領域やさまざまなレベルにおいて交流ができることが両国の環境保護保全の協力にも大いなるメリットをもたらすというふうに思っております。そしてまた、数年前に我々の委員会のソウ副主任が日本に参つたときに日本のマクロ経済についてお話を伺い、大都市において発生する都市鉱山のことについていろいろお話を伺つたわけです。そして、例えば1つの携帯に使われる資源というのはどういうものがあり、どのくらいの量が1つの携帯の中に使われているかという話を当時聞きまして、それもまた大変刺激を受けたことだつたわけです。いずれにせよ、法曹界にせよ民商事分野にせよ環境部門にせよ、日本の環境をめぐる経験について広く深くまた引き続き伺っていききたいというふうに思っております。経済の分野もしかりです。

そして、私たちにとってやはり環境問題というのは経済と密接不可分であるというふうに思っております。そしてまた環境という問題は中国だけではなく世界全体に関係のある事柄ですから、大変重要なことだというふうに思っております。

ひとまず以上でございます。

○小杉 ありがとうございます。先ほどの森寫先生の、中国の環境問題のあらわれがエネルギー問題とか産業のところと結びついている、ということとちょうど合うようなお話だったように思いますけれども、今の馮良先生のご発言についてどなたかご意見のある方がいらっしゃったら伺いたいと思います。

どうぞ。お名前を最初に。

○白出 大阪の弁護士の白出博之といます。

きょうはとてもわかりやすく、また最新の状況についてお話しいただいてまことにありがとうございました。私はJICAの法整備支援の専門家として2011年からつい先週まで北京に駐在しておりました。それで、この環境分野についてもJICA、国際協力機構ですけれども、きょうの主催の法務省、法務総合研究所国際協力部、あるいは国際民商事法センターさんの強力なバックアップを受けて、今まで民事訴訟法、あるいは行政関連、環境保護法などの協力をしてきたところです。

中国側の全人代の常務委員会の法制工作委員会に対して今まで、先ほど森寫先生もお話がありましたが、森寫先生のように日本国内にいらっしゃる各分野の専門の先生方と中国のカウンターパート機関をつなぐのが専門家の仕事としての活動でした。

そして、ことしの4月、あと直近の10月にも全人代常務委員会法制工作委員会の行政法室の方々や環境保護部の方々などが研修員となった研修団と日本に来て、きょうもいらっしゃったと思うのですが、環境省、経済産業省、あるいは総務省などの関係官庁のほうを訪問したり、あるいは裁判所、弁護士会、環境NGOなどから日本の今までの知見、あとプラスとマイナスのそれぞれの教訓といったものを中国の立法にも参考にさせていただくというような活動をしてまいりました。

日本からの協力は今まで、去年、民事訴訟法が新しくできて、その中に環境被害を例示にした公益訴訟制度が入ったり、あるいは環境保護法のまだ草案段階ですけれども、持続可能な発展というものが入ったりしていて、日本側としても協力しがいがあったというふうな感じをしたいと思います。

10月末に全人代常務委員会が発表した立法計画を拝見しますと、この環境保護法以外に大気、水、土壌などの環境個別法についてもこれからの立法課題とされているということですので、ますます日本と中国とのこの分野の協力の必要性というのがあらゆる分野でもっともっと続いていくのだろうということで、先ほど馮良先生がおっしゃったことと全く同意見というふうを感じる次第でございます。

最後に1つだけせっきくの機会ですのでご質問させていただこうと思います。

先ほど馮良先生のお話の中に大気対策の10項目のご指摘があって、その10番目に全社会ともに呼吸し、ともに奮闘する行為基準を確立して、地方政府は現地の空気の質について全面的に責任を負うというご指摘がありました。それに関する質問です。

先ほど高橋先生からもご指摘があったように、環境法や規制がよくなっても執行が難しいという話の具体例として、排出汚染費用が地方の環境監督部門の大事な財源になっているというふうなことが中国でもたくさん報じられていて、要するに地方の環境保護部門の財源不足という問題が執行の1つの難しさの原因になっているというのが中国でも報じられていますが、今回の10項目の中にはこういった地方政府の財源のフォローというのは、地方政府の責任の問題なのか、それとも中央からの何らかのアシストというか支援とか、そんなものも含む趣旨なのか、この10項目について教えていただければと思います。

○小杉 ありがとうございます。時間も大分なくなってきましたので、馮良先生に簡潔にお答えをいただければと思います。

○馮良 この後、2人の方がまとめをしてくださるということで、私のほうから簡単に申し上げたいと思います。

まず第1点でありますけれども、中国の第18回党大会の三中全会で言われておりますように、財と税務の改革というのがこれから進んでいくことになると思います。地方の事務権との絡みで、財源を余り削減するということはよくないということで、これからそれに対して大きな方向とか制度が打ち出されていくことになると思います。

次に、一般の人々の関与、参画ということですが、そのためにはまず情報の公開が必要だと思えます。そして、一般の国民はこの情報に基づいて環境の防止について監督をすることができると思えます。また一方では、一般の国民、公民と中国で言うておりますけれども、それもある程度の責任を負う必要があるのではないかと考えております。

例えば、現在ではグリーンな消費がうたわれております。現状は、人々は車を買うにしても大きな車を買いたがり、また住宅も大きなものを欲しがっています。非常に奢侈に流れているというのが現状であります。ですから、一般の人々も自覚を高める必要があると思えます。

全体的にいきますと、やはり社会全体がともに呼吸をし、運命をともにし、ともに奮闘するということが必要で、これが政府の主導的な精神になっております。とにかく社会全体、国民全体でこうしたよい雰囲気盛り上げていく必要があるかと思えます。以上です。

○小杉 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして質疑、討論を終わらせていただきたいと思います。大変充実した議論をしていただいていたありがとうございました。

【講演】中国独占禁止法（価格についての反独占）の現状

国家発展改革委員会 反独占局副局长 李 青

尊敬するご在席の皆様方、本日、この午後の機会を使いまして中国の独占禁止法について、そしてその実施状況についてご説明できることをうれしく思います。そして、また、このコメンテーターのコメントをいただいた後に、ご在席の皆様方とも交流ができることを楽しみにしております。

本日は、4つの主な内容についてご紹介申し上げます。

まず簡単に中国の現在の独占禁止法の執行機関の機構の基本状況についてご説明します。

中国には3つの執行機関がありますけれども、いかに分業をしているか、分担をしているかということです。そしてまた、独占禁止のこの価格独占禁止に関する主な法律規定です。そしてまた3番目としまして、価格独占業務において得られましたこの進展について、プロGRESSについて、そしてまた最後は今後の価格独占業務の展望について、構想について申し上げます。

まず、簡単にご紹介いたしますのは、中国の独禁法の執行機関・機構となります。

ご存じのとおり、中国には3つの執行部門があります。そして、一部の方はどうしてその3者で分担をしているのかということがはっきりとわからない方もいらっしゃると思います。中国の独禁法は、きちんと分担がなされています。例えば、商務部はその中でこの事業者の集中審査というものを単独でやっております。商務部というのは、事業者集中に対する審査を行っている。その背後には、商務部は、この事業者集中審査をする際、これはこの作業から考えて国务院の関係部門の参考意見というものを頂戴します。そして、このプロセスの中で、発展改革委員会としては、産業政策の見地から、マクロ経済等の要素、それからマクロ経済管理、地域の計画、配置等の要素を踏まえまして参考としての意見を出します。もちろん、この事業者集中の審査は、商務部が最初から終わりまで独立して行っているということはそのとおりです。その残りの部分、この独禁法の部分ですが、工商総局と発展改革委員会がやる、その責任の分けですが、直接、もしくは間接的に価格に関係あります。独禁法の部分というのは、発展改革委員会。そして、その他の独立禁止法の部分というのは工商総局であるとされています。それからまた企業の経営的な行為で、価格にもかかわる、非価格にもかかわるといった場合、商務部と国家発展改革委員会双方で約定がありまして、この価格と非価格両方にまたがるもの、かかわるものというのは、どちらかが先に立件し、審査を開始した場合と、開始したほうがもう一方に対して伝える手続きがあります。発展改革委員会がある案件を見つけたとして、価格と全く関係ない、これは工商総局の業務であるとしたら、その案件をそちらに引き渡すということですね。また同様に、国家工商総局が作業の中である案件が、価格等が主なものであると、そういったこの独占行為であったら、発展改革委員会のほうに渡していくということになります。現在、この協力関係というのは非常にうまくいっております。

同時に、また説明すべきは、この3つの執行機関以外に、中国の独占禁止法の中で明文での規定があるわけですが、国务院は独占禁止委員会というものを設置しなければならないということになります。これは、各執行部門を超越したその上の位置に位置づけされた国务院の傘下の委員会です。独占禁止業務の指導を行います。職責としては以下のものがあります。

まず、この競争政策についての検討作成。どういったものであるべきかということですね。どういった影響力、地位があるかということ、これは独占禁止委員会が決定する、そしてまた2番目として、組織をして、この市場全体の競争状況の調査や評価をし、そして報告を公表する。これは定期的に公表するわけではないです。これまで1回やったことがあります。中国の市場の競争の全体的な評価報告書というものを1回出したことがあります。

そして、3番目として、独占禁止ガイドラインの制定と公布となります。3つの執行機関の法執行の中で国務院が発表すべき法的な規定については、これは国務院の独占禁止委員会によって発表すると。そうするほうが法的な効果がより顕著に見られるということです。

そして、4番目としまして、独禁行政法律の執行業務の調整です。3つの執行機構と独占禁止委員会との間の作業の分担というのも、この独占禁止委員会が決める。そして、国務院が定めるその他の職責というのがあります。独占禁止委員会のメンバーは、3つの執行機関、そしてその他の関係省庁と一緒にメンバーとなっている非常に大きな委員会となっております。そして、この独占禁止委員会の現在の主任は国務院副総理汪洋氏です。副主任は商務部の部長です。そしてまた、国家发展改革委员会主任、国家工商総局の局長、国務院副秘書長などが副主任を担当しています。この4名が副主任とされております。そして、同時にまた国務院の15の部門が共同でこの国務院独禁委員会というものを構成しております。发展改革委員会、工業情報化部、財政部、交通運輸部、商務部、人民銀行、国有資産監督管理委員会、国家工商総局、国家統計局、国家知的財産権局、国務院法制弁公室、銀行業監督管理委員会、証券管理監督委員会、保険監督管理委員会、工業エネルギー局ということで15の部門がありまして、そこのトップがみんな委員として登録されるわけです。そして、その下に3つの執行機関があるというような位置関係になっております。中国のこの独占禁止関係の法執行の機構というのはこういった構成になっております。

そして、次に皆様にお話ししたいのは、価格独占禁止に関する法律規定です。

現在、中国においては、1つの法律の下にまた2つの規定になりまして、価格独禁の法律がありますということになっております。当然のことながら、中国は行政の法執行機関の行為というものは、行政法執行の基本的な法律の制限を受けます。行政処罰法、行政訴訟法といった縛りは当然受けます。ここでは、その他の法律の規定については申し上げません。独禁法とちょっと関係がなくなるので。

価格に関しては1つの法律がありまして、2つの規定があります。この1つの法律は、独占禁止法で、規定というのは国家发展改革委員会が独占禁止法にのっとりまして細分化した、より詳細に決定をして社会に向けて発令したもの、そして、もう一つは、執行手続規定です。この2つの規定の効果というものは、非常に高いもの、深いものがあります。実体規定である価格独禁規定、そしてまた価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定ということです。実体規定とこの実施規定ということになります。そして、価格独占禁止の規定についてさらに細かく申し上げますと、この独占禁止法の規定というのは非常に明確です。実体的な部分というのは価格独禁規定の中にも反映されておりまして、全29条からなりまして、価格独占行為の概念について、定義は何なのかということですね。表現形態、そして構成要件について重点的にその中で定められております。その中で、ブロックとして3つ大きなブロックがあります。価格独占行為、これはこの独禁法による価格についての独占行為に関する規定です。そしてまた、2番目としまして、市場支配的地位を有する事業者が価格の手段を使用して競争を排除し、または制限するという部分です。行政権限を濫用し、価格に関して競争を排除し、または制限するというのが3つ目のブロックとなります。そして、この行政権限の濫用について細かく詳細に規定をされております。

そして、価格独占禁止行為についてですけれども、これは、価格に関し、もしくは価格手段を通して競争を排除し、もしくは制限することの合意、決定またはその他の協力的行為です。これは、中国の法律の枠組みの中では非常に明確に分けてあります。水平的と垂直と分かれております。多くのこの競争法、もしくは独占禁止法の規定の中で、アメリカ、EU、日本も含めて多くの国の法律の中では、こういったここまで明確な区分はしていません。一部の部分では区分をしておりますけれども。しかし、水平であろうが、垂直であろうが、それを競争に対して排除をするといったことが、競争排除の部分について注目されている。しかし、中国では水平と垂直的価格独占合意を分けております。水平というのは、競争関係にある事業者が行う独占合意です。生産のプロセスの中で1つのこの段階にある部分、垂直的というのは、産業チェーンの中で上流、下流、川上、川下といった関

係にある場合ですね。

水平的価格独占合意ですけれども、競争関係にある事業者が行う独占合意というのはどういった表現形態があるのでしょうか。

まず、ここに見ていただくと一覧をあらわしているわけですが、1番目、商品及びサービスの価格水準を固定し、または変更すること。

2番目、価格の変動幅を固定し、または変更すること。価格の変動幅を統一するような合意となります。

3番目、価格に影響する手数料、割引、またはその他の費用を固定し、または変更すること。

4番目、この約定した価格の使用を第三者との取引の前提とすること。

5番目、価格計算の基礎となる標準公式の採用を約定すること。この価格計算の公式を統一化してしまう。

そして、次が合意に参加するほかの事業者の同意を得ずに価格を変更してはならないことを約定すること。

そして、次がその他の方式によって形を変え、価格を固定し、または変更すること。

最後に、国民価格主管部門が認定するその他の価格独占合意であります。

この規定の中では、我々がこの法の執行の中で得られた認識、そして経験に基づきましてこういった内容を列挙しております。もちろんこれで完璧とは言えません。しかし、立法の中では現在の認識はこういったところです。今後、修正が加えられる可能性があります。現在定義をしている独占合意というのはこういうこととなります。

そして、垂直的価格独占合意ですけれども、まず事業者と取引相手とが行う独占合意についてであります。これは、第三者への商品の再販売価格を固定することです。

次が、第三者への商品再販売の最低価格を限定してしまうこと。

3番目といたしまして、国務院価格主管部門が認定するその他の価格独占合意ということになります。これがつまり水平的価格独占合意と垂直的価格独占合意です。

そしてまた説明せねばならないのは、この独禁法の中での行為についても細分化をしております。

この事業者との間では、書面の、もしくは口頭の合意や決議がなくても、相互に意思を疎通して暗黙の了解のもとで協調的、または共同的に競争を排除し、または制限する行為、これを協調行為と考えております。その要件は何かといいますと、まず第1に事業者の価格合意に規制されるということであり、幾つかの事業者が価格に規制があるということでもあります。これが水平的なものです。そして、事業者が、意思の連絡を行ったことがあるか、会ったことがあるか、そして、会ったときにこの価格の問題を討議したことがあるか、1回だけの交流、あるいは価格について協議をしたことがあるかどうかということが問題になります。それについて、意思の連絡があったかどうかかなめとなります。そして、こうした協調行為ですけれども、さらに考慮すべきは、市場の構造、市場の変化などの状況です。理論的にも実際的にもこうした合致があれば、そして理論的合理性があれば、市場構造、市場の変化について研究をして、この偶然を取り除くことができます。そして、最終的にその行為に一致性があるか、意思の連絡があるかということの判定を行います。そして、こうした偶然性をまず排除して、その上で事業者による価格の独占はあったかどうかということを見ていきます。

次に、中国においては、日本の状況はよく知りませんが、中国においては特にはっきりした問題があります。つまり、事業者団体の問題、産業協会の問題があります。中国の独禁法の中で特にこれについて触れております。つまり、こうした事業所団体が組織して行った独占の行為であります。法律ではっきりと決められていることは、こうした産業協会が次の行為を行ってはならないということでもあります。つまり、価格競争を排除、制限するようなルールを決めてはならない。そして、こうした業界が書面で事業者の行為に対して管理を行うということがあってはならないということでもあります。そして、さらには、事業者に法律で禁止されている価格独占合意を結ばせることも問題となります。そして、事業者、その価格独占合意を締結、または実施させるその他の行為も問

題となってきます。こうした行為は、協会が行ってはならないことであります。中国には多くの産業協会、業界の協会があります。運営は、そのメンバーのためにサービスをするためということではなくて、行政管理という職務が非常に強いものであります。そして、管理の意思が強いということで、それによって事業者に対して命令を出す。価格とか材料についてその協調をしろという命令を出すという場合があります。法律では、こうした行為は禁止となります。

そしてもう一つ、中国の独禁法の15条ですけれども、15条というのは、適用除外の規定であります。中国の法律の枠組みにおいては、この独禁法というのは、13条は水平方向、その次が垂直方向ということになっておりますけれども、もし、事業者が証明をすることができれば、つまり15条の規定に合っていること証明できれば、13、14条は適用しないということになります。適用免除になります。

その中には何があるかといいますと、まず第1点としまして、技術の改善のために行った場合。こうした共同の協調行為というのは、開発のためである場合、それが証明できれば適用除外となります。あるいは製品の品質を高め、コストを削減し、効率を改善するため、統一的に製品の規格を統一した場合においては、現実の生活にはよくあることでありましょう。例えば携帯の充電のインターフェース、コネクタですけれども、コネクタの形が違う場合がありますね。同じような形であれば非常に便利ですね。サイズが同じでも便利だということです。そして、こうした約束、約定には、13条、14条は適用されません。規制されません。また、省エネのためとか、環境を守るためとか、そして災害救援など、社会公益の利益に利する場合、公益性が非常に強い場合は、やはり適用除外となります。

1つ目ですけれども、経済が非常に不景気の場合、生産量が下がった場合、販売が下がった場合、それから生産能力が多過ぎるというような場合に行われた合意というのは除外となります。これは、正当な利益を目途としたものであります。そして、その協調行為がその中の一つであれば、事業者にとってさらに重要な点というのは、どういう状況にあるかということであります。2つありますけれども、第1点としましては、対外貿易という要件もありますけれども、その他の条件については、事業者については2つ証明が必要であります。第1として、関連の市場の競争をひどく疎外をしなかったということです。もちろん、その合意というものは、多くの事業者が一緒になることです。そして、合意ができた場合、こうした行為に対してある程度制限を加えることとなります。つまり、これはひどく深刻にその市場を阻害しないということであればよいわけです。それから、消費者がこれによって利益を受けることができるということ、つまり消費者の福祉に資することであればよいわけです。これについては、やはり証明が必要となります。これら場合には、適用の除外となります。中国語では不適用という言葉を使っています。

そして、司法執行の考え方です。

中国における独禁法の枠組みの中のこうした合意の協議で13条は水平方向、14条が垂直方向についての規定です。15条というのは、両方とも適用除外とするという条項であります。しかしながら、この審査の基準に達するためには証明が必要となります。法執行機関としましては、調査して証拠を収集します。そして、事業者が既にこうした独占の合意にあったかどうかということを見ます。そのときに、法執行機関というのは事業者に対して中国の13条、14条に違反しているというでしょう。そして、これによって独占合意ができているといえます。しかし、これで法執行が終わるわけではありません。13条、14条の構成要件に従いまして、法執行機関としては事業者がこのようなことをしたということを証明しなくてはなりません。そして、そのとき事業者というのは何をするか。第15条によってみずからの行為の正当性を証明します。つまり、適用除外を受けるためです。つまり、事業者はその挙証の責任があります。法執行機関というのは、既にその独占合意があったということで証拠を挙げていますので、15条を事業者が扱うためには証明する必要があります。こうした考え方は非常に整ったものだと思います。もしもこの法執行機関が13条、14条に違反ということを証明することができれば、そのときには、

挙証の責任は事業者に転換されます。つまり挙証責任に従って、自分が潔白であるということを証明しなくてはなりません。それができないのであれば、法執行機関は事業者が違法行為があったというふうに認定を行います。つまり、独占合意が成立するわけです。法執行機関は、事業者に対してこれを提訴します。そして、第15条を満足できれば適用除外となります。こうした基本的な考え方をうけております。

先ほど独占合意についてお話をいたしました。

引き続きまして、2つ目でありまして、市場の支配的地位を濫用する独占合意であります。これには幾つかありますけれども、ごらんください。

まず、不公平な高価格で商品を販売し、あるいは不公平な低価格で買うということ、これはわかりやすいと思います。

もう一つ、正当な理由なくして原価を下回る価格で商品を販売すること。

3つ目、正当な理由なくして過度に高い販売価格、または過度に低い購入価格を設定することにより取引相手との取引を形を変えて拒否すること。

4番目、正当な理由なくして価格割引などの手段により取引相手が当該事業者とでなければ取引を行うことができないように限定し、あるいは取引相手がその指定する事業者とでなければ取引を行うことができないように限定すること。

5番目、正当な理由なくして条件が同一の取引相手に対して取引価格において差別的な取り扱いをすること。これは差別待遇ですね。

それから、6番目、正当な理由なくして商品を抱き合わせ販売し、またその取引に不合理な費用を付加することです。

これは、実際事業者に対して非常に大きな空間を与えるものだと思います。法執行機関としては、まず認定を行います。事業者としてはある程度の余地が残されています。正当な理由があるということです。私がかつても不公平なその高い値段、低い値段を出していないという主張をするのであれば、その証拠が必要となります。そして、実際上の認定というのは、相対的に言いますと、事業者に対し非常に大きな自由な余地を残していると思います。つまり、みずからの行為が実際に合理性があるということを証明できる余地があるということです。これは、事業者にとって有利でありましょう。

これについては、市場支配力というものがどのように形成されるかということについては、余り詳しく説明しません。きょうの主眼は価格ですから。この行為ですけれども、法律に明確な規定があります。しかしながら、きょうは価格の話です。そして、価格については、市場支配的合意を利用したものにはどういうことがあるかということについてお話をしたいと思います。

次に、行政権力を使って競争を排除、制限するような独占です。これは、行政機関、中国の法律においてはそれによって授權された公共事務の管理の職の機能を持った組織があります。行政機関、それから法律によって権利を委譲された組織があります。そうしたところは、行政権を濫用してはなりません。どのような行為が当てはまるかといいますと、第1としましては、商品の自由な流通を阻害するもの。市場というのは、商品が完全に自由に流通すべきでありますし、行政機関がこうした行政権を濫用して自由流通を阻害するのであれば、独禁法においては違法となります。価格においては、どうなっているのでしょうか。例えば、他の地域の商品に対して差別的な費用徴収項目を設定すること。2番目、他の地域の商品に対して差別的な費用徴収基準を執行すること。3つ目、他の地域の商品に対して、差別的な価格を設定すること。4つ目、商品の自由な流通を妨害するその他の規定を置くこと。あるいは価格設定をすること。あるいは費用を徴収すること。これは、中国にレベルの低い政府においては、こうした状況は確かに存在します。つまり、現地の商品に対してそれをよくセールスをしようということで、外から来た商品については余力を入れないということがあります。こうした現地の商品につい

てはセールスをしますけれども、しかしこうした独禁法で禁止された行為を行ってはなりません。外の地域の商品に対して、何らかのハードルを設けるなどの行為があってはなりません。これは独禁法においては許されないことであります。

そして、2つ目ですけれども、行政権を使って競争を阻害する行為ですけれども、行政権を使って強制的に事業者に対してすべきでないようなことをさせるということです。行政機関がその権力を濫用して事業者に対して何か押しつけるということですね。これは法律では禁止されております。行政が表に出て事業者に対してその独占的合意を行わせるということもあってはなりません。そして、事業者が市場の支配的合意を利用して独占を行うということを行政機関が命令してはなりません。

それから、もう一つですけれども、行政機関というのは、この権利を濫用して価格競争を排除、制限するような内容の規定を置いてはならないということです。行政機関は文書を出しますけれども、その中にこうした内容が含まれてはなりません。中国の法律の枠組みの中では、やはり許されない行為であります。それから、中国の発展改革委員会の2つの部門においては、実体的な価格独占禁止の規定を置いております。

1つの法律で2つの規定があると申し上げました。そして、2つ目の規定とは何でしょうか。それは、価格独占禁止による行政による法執行手続規定というものであります。そして、法執行の主体、それから通報の仕方、それから容疑のある者について調査を行う、それから責任の免除、そしてリニエンシーの政策、それから経営者の約束など、こうした手続にかかわる規定であります。では、ご紹介いたしましょう。

まず、通報についてであります。

現在のところ、この法執行の状況から見てみますと、実際に法執行を行う場合、価格独占については情報がいろんなところから来ます。メディアから来る場合もありますし、新聞から、インターネットから来る場合もあります。それからもう一つは、事業者と消費者からの通報によるものであります。あるいは、企業結合の審査の中で発見されたものもありますし、自主的な申告もあります。現状を見てみますと、大部分は、やはり通報によるものが多いということです。通報が多いですね。事業者、あるいは消費者からの通報が多いです、中国にはもう一つ特色がありまして、日本の通報がどういうものかは知りませんが、我々は専門の研究者がある分野の研究をしていたとします。その研究の中で見つけたこと、この中には問題があると感じた場合、特別の非常に詳細な研究レポート、データ、理由を得たとします。実際にはその人は実施していませんが、公開の報道された事実などがあって、それによってその行為というのは独禁法に違反しているということはわかった。これについて専門的なコンサルティングを行う場合があります。多くの事件については、こうした専門家からの通報が多いということです。事業者が自分の利益に鑑みて通報するものではなくて、消費者が自分が損害を受けるからというような通報ではなくて、そうした専門家が通報する場合があるわけで、これは中国の特色かと思えます。研究の過程で、ほかの問題を研究していましたが、しかしやはりこうした違法行為を発見したということで我々に通報してくることは多いです。多くのケースがそうでした。そして、独占行為の通報については、いかなるその機関、個人も通報することができます。一般的に言って、通報する場合には書面で行われる場合が多いですね。それには、事実とか証拠が必要でありますけれども、しかしそれほど厳しい要求をしておりません。しかし、我々としては、確かな判断をしたいということで、通報がありましたら必要な調査を行っていきます。こうした通報ですけれども、書面が多いということです。それから、価値のある手がかりを提供していただくことも必要です。これには証拠も含まれます。それによって、我々はまず調査を開始します。そして、調査ですけれども、この事件が非常に価値があると考えれば立件をします。さらなる調査を進めていきます。さらなる調査というのは、中国の法執行機関がこの調査において何ができるかといいますと、調査の措置、ここに掲げてありますが、その事業者の営業場所に立ち入って調査を行うということです。1つは検査ですね。それから、その聴取も行います。調査対象者に対し、利害関係者に対し、そのほかの関連団体、個人に対して質問をして答えを求めます。

3つ目ですけれども、関連する文書、資料を閲覧し複製します。そういう権利があります。例えば伝票とか、それから合意文書とか、そして帳簿、それからデータなどをコピーする権利を持っています。その次は、差し押さえ、あるいは封印をすることができます。それから、銀行口座を調べることもできます。そして、法執行機関においては、中国にとってはほかの法執行機関と比べますと、この独禁ということについて言いますと、法執行の権力が非常に強いと思います。ほかの法執行機関と比べてみますと、権限の大きさといえますと、ほかのところのほうが小さいです。しかし、我々も厳しく限定を行っております。こうした措置を行う場合には、必ず責任者がその書面でのレポートを書いて、それで認可が出たら初めて調査が始まるということでありまして、これによって、抑制をしているわけです。

次に、事業者の約束と調査の中止についてお話をします。

容疑が出た場合、そうした事業者は調査がされます。そのときに、調査を中止するような申請を出すことができます。中断するという事です。この申請はどのようにするか。まずは書面で申請を出します。そこでは、容疑はあるけれども、その事実はどうであるかということの説明をします。そして、約束してもらいます。その行為の結果を解消するような措置はどういうふうにするかということを書いてもらいます。そしてそれを実現させます。そして書面で約束をします。もしもこの事業者が政府に認められた場合、かつこうした独占行為の結果を解消できるということであれば、それが認められれば法執行機関は調査を中止します。中止してからどうなるでしょうか。法執行機関としては、その約束について監督を行っていきます。

もしこの約束を履行し、そして約束の履行がこの基準に達した場合は、価格主管部門はこの調査を終了することができます。これは、この法執行機関にとって非常に行政のリソースを節約する一つのよい方法です。経営者にとって、事業者にとっても、この自己修正をするいい機会です。経営者にとって、事業者にとってもメリット大です。しかし、この措置のこの使い方ですけれども、事業者が規定の約束期限内に約束を履行しなかった、もしくは一部しか履行しなかった場合は、調査は中止しません。そして、この調査中止決定を出すに当たり、根拠とした事実に変化が生じた場合、もう一回再調査を行います。そしてまた、事業者の提供した資料が完璧ではない、もしくは真実に基づかない場合、そういった場合は、この調査中止決定をするといったときには、もう一回調査を再開します。こういった3つの状況において調査再開が可能になります。

そして、この独禁法の中でリニエンシーポリシープログラムというものがあります。リニエンシーについてですが、我々の規定はこの独禁法の中で非常に細分化をしております、3つのグレードに分かれております。

1つ目は、価格独占合意の達成に関する状況を最初に自発的に報告をして、かつ重要な証拠を提供した者については処罰を100パーセント除外することができる。

そして、2番目といたしまして、50パーセントを下回らない幅で処罰を軽減すると。つまりこれは1,000万というこの罰則、制裁を半分にすると。

そして、3番目といたしましては、その他についてですね。かつ、重要な証拠を提供したその他の者について。これは50パーセントを上回らない幅で処罰を軽減することができる。つまり、処罰が1,000万だったら、最高で500万を上限にすると。500万以上は処罰をしないということになります。こういった形態は、独禁法の中で、一つはこの指導的な方向、1つ目の最初に自発的に報告をするということを促すことになります。そして2番目としてこういったプロセス的なこの規範の中で、非常に細分化された規定がなされております。主体的にこの事業者が正直に証拠を提供するということを奨励するということになります。

そして、次に、法律の規定ですけれども、既にお話をしました。

次は、価格独禁業務において、2008年から現在に至るまでこういったことをなしてきたか、やってきたかということ、得られた成果についてですね。

1つ目としましては、独禁法体系の価格独禁法体系をよりトータル、完璧なものにしてきたということですね。

それから、執行体制の整備をしてきた。それから、この価格独占禁止法執行体制の整備ですけれども、国民の参加によって、補完されている。それから、この小レベルの関係の機関も独占禁止の法の執行に当たることができま。国家改革発展委員会は、2008年、独禁法が発表されたときに、私たちは全体的な授権ということを行いました。そして、同時にまた明確に省のレベルは市に委託をしまして、主管部門に委託しまして、法にのっとって調査権を委譲したと。調査権しかありませんけれども、市ができます。

この法執行体制ですけれども、こういった3つのレベルになります。一番トップが国家発展改革委員会、省のレベル価格主管部門、そしてこの地方都市レベルの価格主管部門ということになります。この報告の届け出ということがあります。右上に見てとれますけれども。

そして、次をお願いいたします。

どうして、こういった報告届け出制度を制定したのかといいますと、この独禁法の実施は日が浅いわけです。授権ということで考えますと、価格ですね。法の執行の基準を明確化することは必要にあります。そして、この報告届け出制度ですが、3つの内容が含まれます。立件は報告をしなければならない省レベルですね。この立件検査、調査ということも報告していただければよいのです。そして決定前に、行政処罰をする前に報告をする権利があります。報告をするだけです。要するに、状況をきちんと把握するという意味です。処罰の中で非合理的な部分があれば事前に教えるということです。そして、3番目といたしまして、事件終結後の届け出です。全国の状況をきちんと把握するためにですね、我々が。そういう届け出をさせております。そして、法の執行の中でトータルな管理をそういった届け出制度によって行っております。そしてまた、法執行力のエンフォースメント力の増強を行っております。以前はこの価格監督検査司と呼んでいました。2011年のところはですね。そして、今は独禁局に名称を変更して行政メンバーを20名追加しました。北京、遼寧、上海、江蘇、湖北、広東、重慶、陝西省、8つの省と市の価格主管部門に合計150名のメンバーを追加しております。

では、私たちの独占禁止局の部門ですけれども、価格独占禁止調査1課、2課、そして競争政策国際協力課というのがあります。そして、地方ですけれども、地方の政府でのその進展も非常に順調に進んでおります。各地域の状況については、細かくは申し上げません。

この法の執行の状況ですけれども、目下のところ、国家改革委員会と各地方の監督部門ですが、この事業者やこの業者協会による価格独占合意の達成や支配的地位の濫用や行政権の濫用による競争の排除、または制限等の各方面が含まれております。

具体的な都市や日用品、保険、電気通信、医薬、粉ミルク、液晶パネル、酒、金、海砂など幾つかの産業が対象となりました。国有企業もありますし、民営企業も含まれております。外資の企業もありますし、それから業界団体もありました。

これが、以上法執行の全体の様子です。こうしたタイプがある、そうしてこうした企業が対象となったということをご説明しました。

では、次に具体的な事件についてご紹介をしましょう。

まずご紹介するのは、水平的な独占合意の事件です。

まず第1としましては、液晶パネルの独占価格事件であります。これは、通報によって得た事件であります。これは、非常に大きな事件となりました。我々、当初はこんなに時間がかかる、これほど規模の大きいものになるとは思っていませんでした。2006年に始まりました。まず通報を受けました。そして、確認をしまして6社が2001年から6年にかけて何回も会議を開いたということがわかりました。そして、液晶パネル情報の世界の市場情報を交換して、そして値段を決めたということでした。そして、どういう処理をしたかといいますと、価格法によって処理を行いました。価格法の中でも、それは独禁法が施行される前でしたので、価格法によって処分を行ったということなのですけれども、結局のところ、その企業に対しまして余分に払った1.72億元を返還させる

ようにしました。それから没収したものもあります。3,675万元でした。そして、最初に通報してきた企業については免除をしました。そのほかの5社については、制裁金1.44億元を課しました。そして、全部を合わせますと、これが3.53億元という規模となりました。

もう一つご紹介しましょう。

これは、業界団体の事件であります。2010年、この協会は5回会議を開きました。20社以上を集めてその業界の会議を行ったわけです。そして、その製品の価格の意見をとりまとめました。そして、議事録をつくりまして参加した企業に配りました。2010年末のとき、この業界に対して我々は非常に最高金額の制裁金を課しました。50万元となりました。この事件は、もともと通報によって得たものです。5回の会議を開いたということですが、どのような会議だったのでしょうか。そのうちの3回は、値上げのための会議でした。そしてもう一つは生産制限です。もう一つは、格安品を限定で発売するという協議でした。なぜこのように高い制裁金を科したのでしょうか。これは最高金額です。この会議を行う中で、この協会は、会員企業から保証金をとったわけです。まずお金を払いなさいと。保証金を払いなさいということでした。もし約束を守らなければ、例えば、先ほどの統一価格などをやらない場合は、企業に対して、その保証金からお金を差し引くということでした。つまり、企業から罰金を取ったわけで、これはやはり市場の競争を大きく阻害するものでありまして、よってこの団体に対してこのような多額の制裁金を科したわけです。

次に、垂直的な独占行為についてもご紹介したいと思います。

茅台酒、五粮液の事件があります。この2つを一緒にしてお話をします。同じような性質ですので。

みずからの市場で強いという地位を利用して、約定する、あるいは拘束をする、あるいは価格のコントロール、あるいは懲罰を与える、また地域で監督を行うなどの方式を用いまして、この茅台、あるいは五粮液を売るディーラーさんに対して最低価格の制限を行いました。これは、市場競争の秩序を乱すものであると我々は考えました。

結果ですけれども、貴州省物価局、四川省の発展改革委員会が、この茅台の会社、五粮液の会社に対しまして、それぞれ制裁金を科しました。茅台のほうは2.47億元となりました。五粮液では2.02億元となりました。これが制裁金です。両方足しまして4.49億元となりました。これは、お酒において非常に最も有名な2社がこうした独占禁止行為を行ったという事件でありました。

次に、ここで公告をごらんいただきたいと思います。

これは、この事件に関して貴州省の茅台酒の販売会社にこうした違法行為があったということで物価局が出したものです。

それから、次は、山東省の、余り大きくないですが、医薬の流通企業に関する事件であります。その主な内容というのは、この2社の医薬品の流通企業ですが、自分では生産しておりません。流通だけをしています。それぞれがこの塩酸プロメタジンのメーカーと製品代理販売契約を締結しました。そして、一手に引き受けて売るということで、独占的に販売をするということでした。そして、不公平な高い価格によって、この薬品をつくる企業に対して商品を売ろうとしたわけです。そして、非常に高い値段で、値段が高過ぎるということで、生産メーカーは、実際は取引を拒否したということになります。そして、その生産メーカーは、結局その薬品が買えませんでしたということでこちらに通報をしてきました。結果としましては、没収がありました。それから制裁金もありました。合計して702万元となりました。それほど金額は大きくありませんけれども、この薬品というのは非常に安い薬品です。これは、その薬をつくるための原材料です。そして、薬にとっては、薬品にとってはなくてはならない物質でもありました。

そして、この事件についてももう少し詳しくお話をしてみましょう。

AとBという医薬の会社がありました。それぞれは生産している企業、甲、乙とともに製品の代理販売合意書

をつくりました。つまり約定をしたわけであります。全て自分が一手販売をするということです。そして、第三者に対しては売ってはならないとしました。そして、生産量も価格も決めました。つまり、川下の生産メーカーに対して新たな取引条件を突きつけたわけです。そのときになって、生産メーカーは、甲、乙から自分の必要な原料を買うことができなくなりました。というのは、AとBは既に一手販売、独占販売をしたからです。そして、AとBは、こうした川下の生産メーカーに対して非常に過酷な条件を出しました。そして、AとBは販売価格を大幅に上げました。1キロ200元程度のものなのでしたが、急に300元とか二千何百元まで値段を上げましたので、川下の企業としてはコスト的にも見合わないということで買えませんでした。これは、支配者的な地位を利用して高価格によってその製品を売ったということになります。なぜこの支配的地位の濫用に当たるかといいますと、AとBというのは、実際は関連企業でありました。Aという会社のその支配的株主、そしてBという会社の経営者とは同一人物でありました。そして共謀したわけです。実際の行為において1つの会社の行為とみなすことができると思いました。よって、支配的地位を濫用したということで、この独禁法を適用しました。

時間が余りありませんので、次に、我々発展改革委員会はこれからどういう取り組みをしようとしているかについてお話をしたいと思います。

まず、考えていることですが、競争政策を促進するということです。これは、経済発展に非常に役に立つものです。ですから、こうした濫用による競争の排除などを防止・抑制していきたいと思っています。

ことしの10月、北京におきまして、日本の公正取引委員会の皆様方と北京においてセミナーを開催しました。非常に喜びとするところでありました。きょうは、また当時おいでになった方々とお目にかかれて非常に喜んでおります。日本のお二人の公正取引委員会の方に来ていただいて、非常に重要な内容をお話いただきました。つまり、競争政策が日本の経済の発展にどれほど役に立ったかというお話でありました。これについては、我々、非常に参考になる点が大きかったと思います。日本との協力というのは我々にとっても非常に重要です。今後は自分の仕事の中で強化したい点をさらに申し上げますと、競争政策の役割をさらに発揮させるということであり、行政機関としては、濫用による競争の制限行為をぜひ防止していきたいと思っています。できるだけ大きな力をかけてやっていきたいと考えております。

もう一つですが、さらに多くの取り締まりをやっていきたいと思っています。これによって公平を守り、競争、市場の秩序を守っていきたいと考えております。

それからもう一つ。こうした独禁法に関する国際協力を進め、またほかの国とこうした経験を学んでいきたい。それによって自分たちの独禁の法執行の能力水準を上げたいと考えております。ここ数年、日本の公取の皆様方、発展改革委員会に対しては非常に大きな支援を下さいました。この機会を借りまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

○小杉 李先生からは、組織から法律の仕組み、またその執行のやり方、その実態、どうやって事件が始まるかという通報の問題から実際の事件もご説明いただき、最後は日中の関係を含めて将来の展望というところまで、大変まとまった発表をいただきました。

1つ、人民元の話が出ておりましたけれども、交換レートでいくと1円が、けさで16.72人民元となっております。ですから、大体1円が17人民元ぐらいの感覚で数字を見ていただければと思います。

それでは、今の李先生のご講演を受けて、日本側からの発表に移らせていただきます。

最初に名古屋大学大学院国際開発研究科教授の川島富士雄先生からお願いをいたします。よろしく願いいたします。

<日本側コメント（1）>

名古屋大学大学院国際開発研究科教授 川島富士雄

ご紹介にあずかりました。名古屋大学の川島です。ありがとうございます。

尊敬いたします中国発展改革委員会の皆様、それから中国駐日大使館の皆様、それから国際民商事法センターの皆様、ご出席の皆様、本日は中国において価格独占禁止に関する法執行を担当されている、まさに直接担当されている価格監督検査及び反独占局の李青副局長の講演に対してコメントをするという、非常に貴重な機会をいただきましてまことにありがとうございます。

私からは、今ご説明のありました中国価格独占禁止のうち4点に絞ってコメント、それから6つぐらいの質問をしたいと思います。

ここの、ここに書いた4つのポイントについてコメントをしたいと思います。

本日の李副局長のお話というのは、価格独占禁止に焦点を当ててお話をされたので、じゃ、その中国独禁法において価格独占禁止の運用がどのような位置づけが可能かというところが少しわかりにくかったと思いますので、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

まず、関連法規の整備状況でいきますと、2008年の8月に独禁法が施行されてから、まず企業結合規制のルールが整備され始めた。2009年の1月には企業結合規制の届け出ルールがまず整備されました。さらに2010年にも企業結合届出審査弁法というものが施行されております。ですから、企業結合の規制のルールからまず整備が始まった。その後、きょう李青副局長のほうからご紹介のあった価格独占禁止規定、それから価格独占禁止行政法執行規定が2011年2月に施行された。と同時に、工商総局のほうのルールも施行されたということです、企業結合から始まって価格独占、非価格独占のルールが整ったと、こういうふうに理解しております。

次に、具体的な運用に関してですけれども、これもやはり企業結合の事件から運用が活発化したというふうに理解しています。まず、諸外国が非常に注目をするようになった、きっかけとなった2009年3月のコカ・コーラ、匯源果汁買収を禁止するという決定がありました。その後も2009年、2010年と、日本の非常に有名な会社がかかわるような事件で、条件つき承認という決定が幾つか出ております。三菱レーヨン、それからパナソニック、三洋電機の条件つき承認。さらに2012年3月には、旧日立のハードディスクドライブの事業に関する決定で、条件つき承認がされた。そして、ことしに入って幾つかありましたけれども、これは大豆などの食料に関する買収事件において、丸紅ガビロンという買収において条件つき承認というのが行われたと。これまでのところ、禁止されたのがコカ・コーラ匯源果汁の事件1件で、条件つき承認をされたのが20件ということで、日本においては比較的この中国独禁法という企業結合規制が非常に注意しなければいけないと、そういう認識が定着していると思います。

それに対して、価格独占のほうの運用状況を見ますと、きょう、今先ほど李青副局長からいろいろご説明いただいた事件も含まれていますが、2011年11月に先ほどの山東省の血圧降下剤の濫用事件というのが出てきて、同時に中国電信、中国聯通ですね、国有企業、国有電気通信事業を営んでいる会社の調査の報道がされたということで非常に注目を浴びました。それから、昨年10月には、広東省の珠海市という海砂の連盟事件というのがありました。ことしに入って、まず1月に今ご説明ありました液晶パネルの国際価格カルテル事件が公表されて、その次の月ですね。2月にはこの白酒の茅台酒、五粮液という再販売価格事件も出たと。ことしに入って、さらに8月、この黄金飾品工業事件、上海の金の宝飾品などの事件、そして粉ミルクという再販売価格事件が出たということで、何かこの2013年というのはまさに価格独占規制の年になったというような印象を受けております。企業結合規制から始まって、これからは価格独占規制が非常に活発化してくるのではないかなと、そ

うという印象を与えられた年であったと思います。

そこで、きょうお話いただいた具体的な事例も一部あると思いますけれども、それ以外の事例も含めて、私なりに非常に重要な事例だったのではないかと思われるものを、価格カルテル、それから再販売価格維持、2つに分けてお話、さらにコメントをしたいと思っております。

1つは、価格カルテル事件の広東省珠海市の海砂連盟事件ですね。こちらの事件では、2010年から20社の海砂採取事業者が海砂連盟という事業者団体を結成して、海砂採取費について、これ、砂を使って工業、建設などに使うそういう原材料になるのだと思いますが、その価格についてカルテルを実施したという事件です。2012年、広東省の物価局は、そのうち主導した、このカルテルを主導した3社に対し75.29万円の制裁金を科したという事件です。この3社のうち2社は前年度売上高の10パーセントという制裁金が科せられた。これに対して、うちに1社は重要な証拠を積極的に提出したということで、5パーセントに減軽されております。この決定を見ますと、リニエンシー制度の適用の結果であるところがはっきりと書かれております。この減軽を受けた1社は、カルテルの組織者であるというふうに理解できるので、カルテルの組織者であってもリニエンシー制度の適用が可能であると、減軽を受けることがあり得るということを示した一つの事例だと理解することができると思います。

次に、液晶パネル価格カルテル事件ですが、これはもう今李青副局長が詳しく説明していただいたので細かいところは省略いたしますけれども、非常に高額で、ここに書いたような日本円の換算も書きましたけれども、全体で58億円という非常に高い制裁金が課されたと。その制裁金の内訳を見ていくと非常におもしろいことがわかると思うのですが、ちょっと細かいのでお手元の資料のほうがいいかもしれませんが、この6つの企業のうち、このサムソンですね。こちらの制裁を受けた金額を見ますと、この違法所得とされたものの2倍の制裁金が科されております。これに対して、LG、奇美、それから中華映管という——これは、もう一つ、これ、こちらですね。ちょっと読めませんが、こちらの台湾の企業ですが、この4つの企業に関しては、違法所得の半分の制裁金が科されています。そして、最後に残ったこの友達、AUOという台湾の会社ですが、こちらは違法所得のゼロパーセント、つまりゼロの制裁金が課されていると、こういう取り扱いの違いがあらわれてきております。これは、今先ほど説明も多少あったと思いますけれども、このAUOという会社がこの調査において、調査当局に対して協力をしたと、重要な証拠を提供したということで、こちらは制裁金は課さないという、そういう決定になったと。これに対して、他の4つの会社はそれなりに協力したということなのでしょうか、50パーセントという割合で制裁を科された。最後に残ったサムソンは、余り協力しなかったのでしょうか。制裁金は、むしろほかの企業と比べると4倍に当たるような額が科されているということになります。これは、この事件は先ほどご説明があったように、価格法に基づいて適用された事件なので、必ずしも独占禁止法の運用にそのまま示唆を得られると、示唆を与えるというわけではないと思いますけれども、私の感触としましては、この事件は反独占局がこの事件を使って独占禁止法の制裁金はこんなふうにかけていくよと。いろいろな調査に協力した度合いなどを見た上で、制裁金の金額を調整するよということをメッセージとして送りたいかたのではないかと、こんなふうに理解しております。このような理解が正しいかどうか、李青副局長にコメントしていただければありがたいかと思っております。

今、2つほどの事件を紹介しましたが、リニエンシー制度の運用に関して、まとめ的に紹介しますと、この第1報告者であっても必ずしも免除とはならないということが1つ海砂連盟事件からもわかっておりました。これは、100パーセントではなくて50パーセントの減軽にしかならなかったと。他方で、この報告者は組織者であったわけですね。カルテルを非常に主導した組織者であった。しかし、制裁金は減軽されたわけですので、今後もこういう運用がなされるのではないかと思われます。液晶パネルのほうは、この価格法による事件ではありませんけれども、台湾のAUOが最初の重要証拠を提供したということで制裁金の免除を受けていると。ただ、

この事件は、A U Oの報告によって調査を開始したのではなくて、調査を開始した後にA U Oが重要証拠を提供してきたということだと理解しておりますので、調査開始後であっても制裁金が100パーセント免除される可能性もあると、そういうことを示した非常に重要な事件であるかと思います。

今、私、このように整理いたしましたけれども、果たしてこのような整理が正しい理解に基づいているのかどうか、ぜひ李青副局長からコメントしていただければありがたいなと思います。

それから、リニエンシー制度に関してなんですが、中国のリニエンシー制度、情報を提供する企業の立場からひとつ見てみますと、一つには、非価格独占は工商総局が担当している。それから価格独占は発展改革委員会が担当するという権限配分があるわけですが、これが必ずしも明確ではないということが1つ。それから、第2の理由として、例えば組織者が減免対象となるかならないかといった細かいところで、価格独占——すみません。これは価格独占じゃないですね。工商総局のルールと発展改革委員会のルールがずれているということがありますので、違反行為の報告を考えている企業の立場からいくと、一体自分が情報提供した場合にどちらのルールが適用されるのか予測するのが非常に難しいと、予測の可能性が低いという問題があると。その結果、企業の中には情報提供を躊躇するようなどころも出てくるのではないかと、こういうふうに感じております。

このような問題について、例えば発展改革委員会と工商総局の間でルールを統一するような改革、さらなる改革を行う、そういう可能性はないのでしょうか。この点を一つ質問させていただきたいと思います。

次に、再販売価格維持についてですけれども、これも今ご説明のあった白酒の事件ですね。茅台、五粮液という再販売価格の事件ですけれども、この事件を見て非常におもしろいなというふうに感じたのは、この四川省の決定を見ますと、例えば五粮液という会社が再販売価格維持をしっかり守っていない会社に対して出荷停止を行ったり違約金の賦課を行ったり、それからリベートを減額すると、こういった制裁を科したと、こういうふうに書かれております。これは、日本の再販売価格維持の事件でも、このような制裁というか、違反行為に対する処罰のようなことがメーカーによって行われることが多いわけですので、中国でも日本でも同じような形で再販売価格維持がされるのだなという、こういう印象を持ちました。

同時に、四川省決定を見ますと、ブランド内競争制限があるというだけではなくて、ブランド間の競争制限という悪影響もあると。そして、この五粮液という会社が市場強勢地位、高いブランド力、高い消費者忠誠度を享受していると、こういう指摘があります。こういうふうに見ていきますと、この事件で四川省の発展改革委員会は、再販売価格維持を必ずしも当然違法とは考えておらず、ブランド間競争制限といった部分、あるいは高いブランド力といった部分も考慮した上で、慎重に違反行為だ、違法であるという判断を下したのではないかと、こういうふうに感じております。

次に、粉ミルクの事件。これはきょうのお話ではちょっと出てこなかった、李青副局長のお話では出てこなかった事件だと思いますが、ことしのたしか8月に公表された事件です。

粉ミルクの製造メーカーが9社、これは2社が中国系で7社は外国系だったと思いますが、流通業者の再販売価格維持をしていたという事件です。同じように契約条項に書かれていただけでなくて、間接・直接の罰金を課したり、出荷制限とか出荷停止、リベート減額といったことが手段として使われていました。この事件でも、どうも粉ミルクの販売価格を不当に維持し、ブランド内価格競争を厳重に排除または制限し、ブランド間価格競争を弱め云々ということが公表文書には書かれておまして、やはりブランド内価格制限があるとか、販売業者の自由が制限されたといった1つの点を理由として違法と判断したのではなくて、非常に慎重に違法であると判断したように理解しました。

この事件もちょっと先ほどの液晶パネルと似たような感じで制裁金の割合というのを出して表につくってみましたけれども、一番高い制裁金、割合として、売上高に対する割合として高い制裁金を科せられているのが一番上のバイオスタイムというところなんです。こちらは、どうしてこの6パーセントという制裁金を科されたかとい

うと、違法行為が非常に嚴重であり、積極的に自主的な改善を行わなかったという理由が書かれております。4パーセントというところは、このミード、ミード・ジョンソンというところですが、こちら4パーセントですが、自主的に調査に協力不可であったけれども、積極的に違法行為を改善したという理由が書かれている。3パーセントのところは、調査に協力し、かつ自主的に改善したというのが4社ほどあります。6社が6パーセントから3パーセントの制裁金が科されているわけですが、それ以外に3社のワイスというところとビーイングメイト、それから日本の明治という有名な粉ミルクの会社が、全く制裁金が科されずに免除となっております。これについては、自主報告し、重要証拠を提供したと。積極的に違法行為を改善したということで100パーセント免除という扱いになっております。ただ、全体としては非常に大きな額ですね。110億円という制裁金がこの6社にかかっているわけですし、日本では再販売価格維持でこのような額の制裁金が科されるというのは、ちょっと想像がつかない、そのような厳しい決定が出されております。ただ、この事件で非常に重要な点は、再販売価格維持など垂直的な、水平的なものだけでなく、垂直的な制限にもリニエンシーの適用があるということ、これを非常に明確に示したという重要な意味があるのではないかと思います。

それから、ここに出てきた3つの会社ですね。ワイス、それからビーイングメイト、それから明治という3つの会社は、いずれも100パーセント免除になっていて、先ほど紹介していただいたリニエンシー制度の概要ですね、第1位の報告者だけが100パーセント免除になり得るというルールからすると、あれっという感じがします。3社も適用免除になっているのはどういうことだろうという感じがするわけですが、しかし、この事件、よく考えてみますと、問題となった9社の再販売価格維持の一つ一つが、それぞれ1つの事件というふうに考えられたのであろうと。もともとこの9社の間でカルテルがあるという、そういう事件ではありませんので、それぞれの会社が第1位の報告者になり得る、よって免除もあり得ると、こういうふうに取り扱われたのではないかと思います。

また、先ほどもちょっと出てきたことですが、調査への協力の程度に応じて制裁金を調整するという事業者の態度と処分との関係が非常に明確に示されているというのが重要かと思います。

そこで、もう1点、再販売価格維持の事件の紹介をしたいと思います。

こちらまきょうのご報告の中でご紹介がなかったと思いますが、ジョンソン・エンド・ジョンソンという事件が民事訴訟で行われていて、ことしの8月に判決が出ております。非常に典型的な再販売価格維持の事件で、流通業者側がメーカー側を再販売価格維持やらされているということで裁判所に訴えたと、無効であるといつて損害賠償を訴えたとか、そういう非常に典型的な事件ですが、この上海市の高級人民法院が、最終的に原告勝訴、つまり流通業者側が勝訴するという判決を下しております。この判決を見ていきますと、こちらでも再販売価格維持は当然違法ではなくて合意の原則で判断するという考え方が示されていて、基本的には立証は原告側が負うべきであると、つまり競争排除または制限効果があるかどうかという立証は原告側が負うべきだという立場をとりました。しかし、ブランド間競争が十分にあるかどうか、それから被告の市場地位が非常に大きい、強いものかどうかといった点を考慮して、最終的にこの事件ではジョンソン・エンド・ジョンソンは非常に市場の地位が高い、ブランド力が高い、ブランド間競争も余りないということで再販売価格維持が競争制限に当たると判断し、原告勝訴となっております。合理の原則を採用したと、そういう事件だと思います。

再販売価格維持のまとめですけれども、14条という条文をぱっと見た感じでは、再販売価格維持は当然違法であるかのように理解できます。しかし、運用上、どうも運用を見ていきますと、発展改革委員会も人民法院もともに合理の原則を適用していると。ブランド内競争制限だけではなくて、ブランド間競争への影響も考慮すると。市場における非常に強い地位があるか、ブランド力があるかといったことも重視していると、そういうふうに理解できます。

ただ、この点は私もはっきりしないわけですし、人民法院は明らかに合理の原則をとったように理解できます

が、あるいは発展改革委員会はそうでないかもしれない。合理の原則で考えていらっしゃるのか、あるいはやはり当然違法と考えていらっしゃるのか、この点をできれば李青副局長に確認したいと思います。

もう一つ、日米欧とも、リニエンシー制度は競争者間の水平的な競争制限だけに適用しておりまして、再販売価格維持はリニエンシー制度の適用対象とはなっていないと私は理解しております。それに対して、中国は、法律上46条2項にはっきりと独占合意と書いてあるだけでして、この独占合意は水平だけでも書いてないし、垂直は外れるとも書いていない。つまり、いずれについてもリニエンシーの適用は可能なような条文になっております。条文上そうなっているわけですが、この粉ミルクの事件には、運用上も再販に対してリニエンシー制度は適用されるということを明確にしたということで、実務上非常に重要な意味を持っていると思います。このような運用は、今後も継続されるというふうに理解してよろしいでしょう。つまり、日米欧とは若干違う運用ではありますが、中国ではやはりこういう運用をしていくご方針なのかどうか確認させていただければと思います。

そして、もう一つ、これはもう時間が来ましたので1点だけ。市場支配的地位の濫用の事件で、中国電信、それから中国聯通というチャイナテレコム、チャイナユニコムの事件について1点質問をさせていただきたいと思います。

この事件は、2011年9月ごろにブロードバンド網を独占、複占するこの2つの会社、いずれも国有企業ですが、競争社をブラックリストに掲載して差別的な相互接続料金を設定したと。それで、発展改革委員会はどうも調査しているということが噂になっておりました。11月になりまして、テレビ局、国営の中央テレビの番組に、まさにきょうお見えの李青副局長が出演されまして、この調査をやっていると、そういう事実を公表されたので、私も非常にびっくりしたという覚えがあります。この事件、非常に大きな会社ですので、最終的に1パーセントの制裁金でも非常に高額になり得るということで日本でも注目を浴びていたわけですが、どうもその後の経緯を見ますと、先ほどご紹介いただいた45条に基づく約束を認めた調査中止が行われたように見えます。この事件は、一体現在どういう段階にあるのか、その約束を受け入れて調査は中断して、その約束の実施状況を現在監視しているという段階なのかどうか確認させていただければと思います。

最後に一言だけ、中国の価格独占禁止の法運用、ことしに入り、2013年に入って非常に活発化しておりまして、日本企業もその動向に十分注意する必要に迫られていると考えております。そうした中、当局のまさに法運用を担当されている李青副局長をお招きして法運用についてご質問、ご議論をさせてもらえると、こういう機会をいただけるというのは非常にありがたいことだと思っております。私のコメント、あるいは質問が、そうした議論を活発に行う上で多少なりとも貢献できれば大変うれしく思います。

以上です。ありがとうございました。

○小杉 川島先生、ありがとうございました。

具体的な事件を通じて中国側の現状というものを明らかにしていただき、また中国側に対するいろいろな質問をいただきました。李先生には、すぐにも答えたいということかもしれませんが、まず射手矢先生の発表までやらせていただいて、その後で今のご質問にもお答えをいただくことにしたいと思います。

それでは、射手矢弁護士、よろしく願いをいたします。

<日本側コメント (2) >

森・濱田松本法律事務所 弁護士、一橋大学法科大学院特任教授 射手矢好雄

ただいまご紹介にあずかりました弁護士の射手矢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

既に李青先生、それから川島先生の詳細な発表がなされました。私のほうは、実務家、弁護士として中国の独占禁法の運用にどう対処していくべきか、その観点からお話申し上げます。

私は、弁護士をして30年以上になりますが、この20年間は日本企業の中国投資、そして、そこで起こった問題の処理をずっとやってまいりました。その前は、日本企業がアメリカで独占禁止法の調査対象となり、アメリカの司法当局とやりあったこともありました。そして、中国で独占禁止法が2008年に施行され、ことしになって価格に関する取締元年ともいべき非常に重要な局面になってきたということで、非常に注目しております。私は、中国で独占禁止法が施行された2008年、ちょうど北京オリンピックの年でしたが、「これからの中国リスクは独占禁法にあり」と言いました。商務部の事業者集中審査という意味では、中国の独占禁止法は日本企業、あるいは外国企業が中国で事業を行う上の大きな問題点となってまいりました。ところが、価格に関しましては、なかなか取締がなされなかったわけですが、先ほど来の発表にありますように、ここ数年といえますか、ことしになってそれは大いに発展してきたわけであります。独占禁止法に関する法令が整備されてきました。それから執行事例ですが、事業者集中については多くの事例があり、価格カルテル、再販売価格の指定については巨額の制裁金が科せられる事例が出てきました。その中で、中国の特色は、やはり罰則が厳しいことです。日本の独占禁法の罰則よりも厳しく、欧米並みかあるいはそれ以上です。なぜならば、独占禁止法上、違法所得の没収だけではなく、これに加えて前年度売り上げの1から10パーセントの制裁金が科せられます。先ほど川島先生が制裁金の分析をたくさんされましたが、やはり非常に厳しい制裁金が科せられつつあるということであります。

それから、事業者集中については違法行為の停止も命じられるということになっております。

このあたりの事例の紹介は既に済みましたので、それをどう分析するかであります。

まず、李先生からご説明のありましたように、価格に関する執行体制が大幅に強化されたということであります。中央レベルでは国家発展改革委員会があり、それは20名担当官が増員された。そして、中央が地方に権限を授権するわけですが、省レベルの価格主管部門、これがなんと150名人員が増加された。今まで価格に関する執行が余りなされてなかったのは人不足だというふうに言われていたわけであります。それが、このたび中央レベルで20名、地方レベルで150名増加されたということは、まさにマンパワーが充実してきたということになり、今後執行が厳しくなっていくだろうと予想されます。中国では価格主管部門という言葉を使うのですが、具体的な名前は、地域により名称が微妙に異なります。例えば、上海市でしたら価格監督検査独禁局という。北京市では物価検査所という。微妙に名前が違うわけなのですが、価格局とか、物価局とか、そういう名前がついていれば、価格の主管部門だということが言えます。

それでは、独占禁調査が始まった場合、独占禁調査の対象となった企業としてどう対応すべきかを検討します。

まず、調査の端緒であります。これも先ほど李先生のほうから、詳しく説明いただきました。よくある場合は、告発です。書面でかつ証拠を添えて告発がなされた場合には、当局は調査しなければいけないという規定があります。あと、それ以外にも、リニエンシーの当事者が報告するとか、あるいは当局が独自で調査する場合があります。それから、調査の方法も、先ほど李先生がご説明いただきました。これは、中国だけではなく、どの国でも共通ですが、立入検査、事情聴取、証拠の差し押さえ、文書提出の要求、銀行口座の調査などが行われます。

その中国における調査の特色は何なのかということですが、これは実際に中国で調査対応をした中国の律師とも意見交換してまいりました。その中で、私どもの経験、そして意見交換から判明したところでは、中国における調査は、やっぱり厳しいということです。実際に当局の調査を受けるとなると企業としては相当厳しい。特に、調査の対象となった企業は迅速な対応を迫られます。そして、事情聴取なんかも厳しく行われます。実際に巻き込まれますと相当大変です。そうしますと、じゃ、どういうふうに対応するのか。弁護士の立場ということで、一般論としてお話しし、その後、中国の場合にどんな問題点があるのかというのをお話ししたいと思います。

まず、一般的にこういう独禁の調査が始まる前に企業の内部調査で問題点がわかることもあります。その場合には、きちんと内部調査を行う。場合によっては第三者委員会等をつくって行う。そして、考えなければいけないのは、リニエンシーを申請するのかどうか、そしてどのタイミングで申請するのか、1番をとりに行くのかどうかと、そういうあたりのところでもあります。もちろん調査にも立ち会います。実際問題、早朝の調査とかいうのがありますから、立ち会いが間に合わないときもありますけれども、間に合うのであれば調査にも立ち会う。ただ、それが中国の場合認められるのかどうか、それは今後の問題点としてあります。それから、当局に提出資料を準備する。そして、当局とコミュニケーションをとっていく。そして解決方法、どういう形で本件を終了させるのか、リニエンシーを含めてどういうふうな形で終結させるのか、そういう解決方法を分析する。あと、日本の弁護士と現地の弁護士との共同作業も発生いたします。

では、その中で、中国における問題点をどう考えるのかということでもあります。これは、先ほどの川島先生の発表でありましたように、リニエンシーをどう活用するかが非常に難しいところです。もっと言えば、中国の今の独禁法の価格に関する運用からすればよくわからないところがたくさんある。非常に手探りの状況で企業としては対処せざるを得ない。わからないことの一つがリニエンシーの制度がどういうふうな運用されていくのかということでもあります。条文を見ましても、第1報告者、そして証拠をきちんと出せば免除することができるとなっています。必ず免除するのではなく、免除することができるというふうになっています。ですから、先ほど川島先生の分析でも、海の砂利の事件で第1報告者が免除されたのではなくて、50パーセントしか軽減されなかったということがあります。それから、第2、第3の報告者についても、中国法上は軽減することができるとなっています。必ず軽減するのではなくて、軽減することができるというわけですから、当局の裁量が入る運用になっています。

粉ミルクの事件では、3社が処罰なしというリニエンシーになりました。私は非常に不思議だったのですが、先ほど川島先生の分析では、これは垂直的な問題だから、それぞれが独立の事件で、だからリニエンシーとして第1報告者が複数でもおかしくないということで、なるほどと思って聞いていた次第です。

戦略的には、実務家としては中国で独禁の事件が起こった場合に争うべきなのか、認めるべきなのかと非常に高度な判断を迫られます。アメリカの事件、あるいは日本の事件でしたら争おうという判断をするというのは十分にあります。中国の場合に、この争うべきなのか認めるべきなのかということのも本当に悩ましい。非常に苦しい判断を強いられることになるかと思えます。やはり中国の場合、当局の裁量の余地が大きいし、調査も厳しい。そして協力すれば処罰は軽くなるし、制裁金も軽くなるかもしれない。協力しないと、例えば液晶パネルのサムソンのように物すごい制裁金を科せられるかもしれないという状況なわけですから、リニエンシーを活用するかどうかと同じように、この案件をどういうふうな形で争うのか、あるいは協力するのかというのが決断を迫られる。その際に、証拠をどう提出していくべきなのか、当局とのコンタクトをどうすべきなのか。さらには、処罰される可能性も考えなければいけないのですが、それがまた読めない。処罰は先ほど言いましたように、理論上非常に厳しいものがあり得る。違法所得を没収し、前年度売り上げの1から10パーセントを制裁金として科す。そして、実際に今までに行われた数少ない事例でも、液晶パネルでは協力の度合いによって相当制裁金の額も変わっていった。処罰される可能性は非常に読みにくい。そうすると、争うべきなのか、認めるべきなのか。どうも認める方向に行きそうな雰囲気が何となく醸し出されているわけですが、本当にそれでいいのか、非常に難しいところだと思います。

それから、日系企業にとってはメディア対策も非常に重要です。日本と中国との微妙な政治関係というのがありますから、日本企業が中国で談合したということになれば中国のメディアが盛んに報道する可能性も十分にあります。メディア対策、具体的にはパブリックリレーションシップ、PRの会社等をどういうふうな利用するのかと、その辺も重要になってくるかと思えます。

あと、それから法律的には、民事訴訟対応もあります。アメリカや日本では価格についての合意をすれば、その後確実に消費者から企業が訴えられる。アメリカではクラスアクションが提起されて、膨大な損害賠償請求をされる。それでは中国ではどうかといいますと、中国でも集団訴訟、いわゆるクラスアクションの制度はあります。これは、アメリカ型の当然に参加するという形のクラスアクションではなく、みずからがその集団訴訟に登録するという形での取り扱いになっています。調べたところ、実際のクラスアクションの事例はそんなに多くはありません。多くないわけですが、今後、もしこのクラスアクションということになれば、中国でも民事訴訟対応が非常に重要になってくるだろうと思います。

そういうわけですから、今後の中国における独禁法問題というのは非常に重要です。事が起きた場合には慎重に対処しなければいけない。では、事が起きないようにするためにはどうかというと、これはやっぱりコンプライアンスです。コンプライアンスが中国では非常に重要になってきます。今まで中国では独禁法がないからある程度のことは許されるのですよねというふうな、弁護士にとって非常に答えにくい質問を受けることがよくあったわけなのですが、これからは非常に厳しくなります。今までのやり方では同業者同士が会合を持ったりとか価格情報を話し合ったりとかすることがありました。中国でビジネスをやっているとお金の話にすぐなる。幾らですかという話がよく出てくる。その感覚で感覚が麻痺してしまってお金の話を同業者とすると、やはり価格に関する合意だということになりやすい。とはいうものの、欧米とかあるいは日本でも最近動きがありますが、同業者同士はもう全く会わない、弁護士立ち会いのもとでなければ会いませんよ、というようなプラクティスは、やはり中国ではすぐにはやりにくい。そういうわけですから、今後は価格カルテルとして処罰されるリスクがふえてきます。そうすると、コンプライアンスを再構築する必要があります。実用的なコンプライアンスガイドラインを今後中国でつくることが緊急の課題になってきたと思います。

本日は中国独占禁止法の運用ということでこの場を設けていただきましてまことにありがとうございました。

○小杉 射手矢先生、ありがとうございました。

中国関係を扱っている弁護士の立場から、川島先生との重複も避けていただいて、特に執行の場面になったときに日本の企業がどういうことに直面し、またそれをアドバイスする弁護士としてどういうことを考えなければいけないのかという、大変具体的なお話をいただきました。李先生の講演から始まって、2人の日本のコメンテーターのコメントをいただいて、現状の把握と、またいろいろな問題点というものも出てきたように思います。この後、会場の方も含めて討議に移りたいと思います。

<討論・会場質疑>

○小杉 それでは、質疑・討論の部に入りたいと思います。

最初に、川島先生、射手矢先生から幾つかの質問も出されているので、重要なところをまとめて私のほうから李先生に伺って、李先生からお答え、ご意見をいただくということにしたいと思います。

李先生、よろしいですか。

最初に、リニエンシーの制裁金の話で、中国の当局の裁量権といいますかね、その辺が一体どうなっているのだろうかということ。液晶パネルや海砂の話で、第1番に報告した者が全く減免されるというわけでもないし、後から、報告した者が100パーセントゼロになるというようなこともあるということで、一体どういう基準でこういうことが行われているのだろうかということのご質問があったと思うので、まずその問題についてお答えをいただければというふうに思います。

○李 この問題は、少し複雑化されています。つまり、液晶パネルの法律的根拠ですけれども、中国の価格法にのっとっております。その他の案例の法的根拠は中国の独占禁止法です。ですから一緒に話すと、はっきりと説明できませんし、皆さんが聞いてもよりこんがらがってしまうでしょう。ですから、それを分けてお答えしたいと思います。いかがでしょう。

まず、この液晶パネルの件ですけれども、これは価格法の中での枠組みの処罰となっています。ですから、この減免というか免除の根拠は、価格法の実施規定である価格違法行為行政処罰規定になります。処分法は、27条におきまして、経営者の違法の程度によって、軽重によって、そして違法の結果の影響力、そしてこの協力等の部分で減少させる、もしくは免除させるといった規定があります。中国の価格法の中におきまして、私たちはまず経営者の経済制裁というのがあります。事業者の。まず、この価格、違法の部分で多くとったもの、多く収集したお金についてまず返すと。そして、違法な所得を没収する。そして、3番目としまして、この違法の所得の中で5倍以下の罰金をすると。罰金というのは、この司法機関の裁量権に任せられると。ですから、この独占禁止法の枠組みの中で考えるべきものではありません。液晶パネルの件は、これで非常に皆さんははっきりとして、わかっていただけではないでしょうか。

○小杉 今のようなご説明で結構だと思います。

ほかの事例のほうに移っていただけますか。

○李 わかりました。

中国の独占禁止法の枠組みの中で、もう一つの制度の規定というのがあるわけです。独禁法ですね。この法律の下では、事業者が主体的に、積極的に報告をし、そして協力をすれば処罰が減免されるということです。という法規がありまして、そこにのっとっております。ですから、中国の発展改革委員会の部門の規定の中でも細分化されております。1、2、3と3つに分かれております。

原則的に見て、私は第1、第2、第3に分けております。一部調整もあります。この枠組みの中で判断をするということです。ですから、この自由の裁量権というのにはありますが、しかしこれはそんなに大きい、自由度がそんなに大きいというわけではありません。多くの法律の縛りがあります。この行為を規定していますから、そんなに自由ではないということです。

○小杉 再販売価格のところでも、川島先生から、粉ミルクの件ですか、一見したところ、ちょっと理解のできないところがあるというようなコメントだったと思います。それぞれ個別に見れば第1番目ということでこの制裁金が科せられているということなのであろうかというご質問が、あったと思います。

○李 川島さんには、どうして3社に制裁金がゼロだったということを知ったというふうに私は理解しております。この垂直ですから、9社がみんな独立をしていますから、そこで100パーセントの免除というのは成り立つわけですね、その3社については。それで理解していただけたと思いましたがけれども。

そこに疑問があるということではないと私は理解していますが、川島先生もおっしゃったことですが、一般的な理解としては、この水平的な部分でこういった免除、完全に免除ということは明解だが、垂直的な部分ではそんなに鮮明ではない、その水平と垂直の違いがあるというところで、川島先生が質問をされたというふうな理解でよろしいでしょうか。

○小杉 川島先生、どうでしょう。もう少しはっきりさせたほうがよいですか。

○川島 いや、今のようなご理解でいいと思います。垂直的な協定に対しても、リニエンシー制度を今後も法律上はもともとできるわけですが、運用上もリニエンシー制度を活用していくという、そういうご方針なのかどうかということを確認したかったです。

○李 大丈夫です。わかりました。

こういったディスカッションは、非常に有意義だと思っております。私たちの理解では、大多数の人にとってはこの水平的な合意について、もともと発見しづらい独占というものを見つけるということ、垂直についてはどうかというと、多くの人は反対をする。その意味もわかります。先ほど川島先生もおっしゃられたとおり、中国の法律においてはこの水平がよくて垂直がだめだというような明確な文言はありません。こういった行為がこの法執行機関が証拠をきちんと持ってこの問題を理解するには、中国においては、こういった特有な、中国特有のこういった経営の状況においてこの水平の合意には使えるのか、垂直はだめなのか、水平や垂直ということではなくて、この行為自体が法執行機関にとってはこの証拠をとることが難しいかどうか、この制度をつくったモードというのは、行政のリソースを減らすこと、そして事業者にとって経済的な利益を奨励する、そういうことでこのリニエンシー制度があるわけです。ですから、この案件を判断する際に、この調査の過程の中で、我々の法執行の関係者も確かに難しさ、プレッシャーを感じたわけです。チャレンジを感じたわけです。そういったときに、企業が積極的に証拠資料を提供するというので、この業界内の潜在的な隠れた業界内の管理やモデル、オペレーションモデルというものを提供してもらえれば、これは非常にわかりにくい内容がわかるということで、法執行機関に多くの情報や証拠を与えてくれると。そうすると、我々の時間やコスト、リソースを減らしてくれるということ。ですから、垂直的な合意に対しても、このリニエンシーをつくったということで、全ての垂直合意に対してリニエンシーを適用するかということではなくて、誰も自首しないということでこの核心的な証拠を得ることが難しい状況ということを考えている。だから、垂直とか水平的ということを考えているわけではなくて、そのどれぐらい難しい業界内とか案件内の事情があるかということに鑑みまして、垂直的な部分についてもリニエンシーを適用するということになります。

○小杉 明快で、また興味深いお話をいただきました。ありがとうございました。

あと、その再販売価格については、ちょっと理論的な問題になるかもしれませんが、合理の原則で中国はやっているのでしょうかという質問がありました。ジョンソン・エンド・ジョンソンの裁判所、これは上海市の高級人民法院でしたかね。そこでの判断では合理の原則ということをやっているということがはっきりしているように見えるけれども、国家発展改革委員会のほうはどうでしょうかという質問でありました。

○李 これにつきましては、申し上げたい点がありまして、つまり、詳しく見ていただければわかるのですが、人民法院というのは、この民訴事件については責任の分担というのをやっています。それを調整していません。行政機関が法執行を行う場合においては、我々の責任としては100パーセント、まず第一歩としては証拠をとることです。そして、行政機関がこの举证責任を負っています。そして、法執行の考え方ですが、中国の独禁法を見ていただくとわかるのですが、そこには13条のところに書いてありますけれども、これは水平的な独占について書いてありますけれども、そして14条は垂直的に書いてありますけれども、こうした合意があった、独占の合意があった場合はどうなるかということですが、13条においては、こうした独占的合意があった場合に、執行機関としては、立法の本来の考え方にとりまして、一つの違法行為を認定する場合には、必ず競争の制限ということを考えなくてはなりません。しかし、競争の制限については、13条、14条にもこの条件

が述べられています。こうした独占合意があるというのは、競争の制限を排除する意味がそもそも込められています。そして、15条があるというのはなぜでしょうか。まず、要件が13、14条に照らしてみても、そして要件を満足していれば行為があったとしても事業者というのは15条に照らして、ここでは挙証責任の転換もありますけれども、15条にのっとなって、その合意が15条に列挙している状況に合致しているということを証明できれば、つまり市場の競争を著しく阻害するものでないと証明できたときには免除を受けられるということです。また、利益が消費者にも及ぶという場合、つまり消費者の福祉が減っていない場合には免除をされるということになります。13条の水平的カルテル、14条は合理的原則を用いるかどうかということですが、多くの地域、地方において柔軟性をもって運用をしています。15条については、13条の水平的独占については、その事業者に対してみずから潔白であるという証明をする機会を与えています。垂直的についていいますと、法執行の基本的な考え方というのは、前はみんな余りはっきりわかかっていませんでしたけれども、まず法執行機関としては、13条、14条にのっとなり事業者に違法行為があったかどうかを見るということ。そして、事業者のほうは15条にのっとなって自分の潔白を証明するということになります。もし証明ができれば、適用除外となります。

あるいは、2番目としては、関連市場を混乱させないということ、幾つかの条件、あるいは1つを満足することが必要となります。そして、そのブランドの競争というのも存在します。ブランド内の競争が強化されたということであれば、関連市場の競争を阻害したことはありません。とにかく、事業者みずからが挙証をすることが必要であります。15条で掲げているそうした訴求ですけれども、訴えですけれども、これを満足することができれば、その当局は審査をします。そして、法執行機関がこれに合わせた結果を認定することになります。そうしますと、独占行為というのは成立しません。もしも15条に従って証明できない場合は、法執行機関は13条、14条に従って処理を進めていきます。

特に申し上げたい点は、中国の行政の法執行ということですが、そのプロセスの中で事業者の権利というのはしっかりと保証されているということです。中国の行政機関の法執行の行動を規範する法律があります。まずは行政処罰法があります。この中で言っていることは、重要な点ですが、法執行機関というのは、当事者に対して行政処罰を与える場合事前に通告をするということです。これは、当事者に対してははっきりとどのような法律を侵したかということを通告するということです。そして、これが認定されればどのような処罰が与えられるかということも告げます。そして、相手方が自分の意見が違うということであれば、また説明が必要であれば、事業者は法律に従ってみずからの意見を述べることができます。もしも行政機関がかなり重い処罰を与えようとするのであれば、事業者は公聴会を設けることが、開くことができます。一般大衆に公開されているものです。もちろん営業秘密については、これは非公開とすることはできますけれども。そうしますと、事業者としては、実際の行政処罰が行われる前に専門の法律に基づいて、例えば15条の理由を除いて、みずからを弁護し、公聴会を開く機会があるということです。もしも行政機関がこれを聞き入れないとしても、行政処罰が行われた後、再審を請求することもできます。これは行政訴訟になります。こうした権利はしっかりと保証されています。ですから、裁判所の15条に対する理解は、民事訴訟の法律の枠組みの中では、当事者双方に挙証責任があるということです。私も上海の2審の判決を見ました。1審と2審の違いも見ました。原告は1審で負けました。そして、提訴するからには証拠を出さなくてはならない。被告はこうした行為があったということを証明しなくてはならない。十分な証拠がなくてはなりません。しかし、第2審の高等裁判所においては、この事件についてまずは双方に非常に強い弁護士さんが付きましたので、経済学者も呼んできました。分析もありました。それをしっかりと見たならば、上海の高等裁判所の判決は、事業者に市場地位を濫用した事実があるかどうかという点について、そして垂直的な独占を行って、消費者の権利を侵したかどうかということについて認定をしましたけれども、これは推論式に判断を行ったわけです。これのプロセスの中では、証拠は必要ですけれども、推論が許されるということです。我々法執行機関というのは、推論が許されておりません。証拠がなければ実際の処罰は行うことが

できないわけでありませぬ。

○小杉 川島先生、何か意見ありますか。

○川島 今のお話を伺って、垂直的な制限の14条だけではなくて、13条の水平的な制限についても、やはり競争制限効果をしっかりと法執行機関は認定しないと違法とは言えないと、そういうことなのかなというふう理解しました。つまり、例えば価格カルテルであれば、アメリカではパー・セ・イリーガルということになってしまう、当然違法ということになってしまうわけですが、中国においては、あくまでも行為そのものからは違法とは言わずに、一旦競争制限効果があるかないかということをしかりと当局が立証すると、そういうプロセスを踏んで違法という判断になると。逆に言えば、行為があっても競争制限効果がないと、その13条の段階で、15条ではなくて13条の段階で事業者側が反証するチャンスもあると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○李 13条は水平ですよね。直接的に価格を固定し、変更をするということは一般に言うカルテルに相当しますが、これはもうもちろん違法です。つまり、中国におきましては、法律の枠組みで見えますと、中国はこの垂直のほうは合理の原則を使っていないのではないかという疑問があるかもしれませんが、私たちは13条、14条というのが既にこうした行為の範囲を非常に狭く見えています。しかし、特に水平については、直接的に価格の固定、最低価格について言及しています。13条については、カルテルに関連する内容があります。中国の法律というのは、13条、14条の行為というのは、そもそも独占の合意ということです。15条は、事業者から提起するものであります。これが競争を制限しないという主張をするわけですが、そして、15条の条項に合致するという場合であれば、13条にも、理論的に見ますと現在までのところ適用されています。14条についても、不適用の認定というのがあります。それで、こうした法執行のロジックというのは、そもそも違法であるか、合理の原則はあるかということですが、外国についていいますと、うまくできていると思います。EUのは垂直的な価格についてコントロールに合理の原則を適用します。しかし、中国が外国の法律を見た場合、ほかの国と中国のやり方は違いますから、こうした法執行の考え方というのは市場経済に対する認識、競争に対する認識の理念、お互いにその協力し合うというこうしたロジックが通じるかどうかということが肝心だと思います。ですから、両方うまく合わさらないときには、理念自体は非ロジックなものになってしまいます。つまり矛盾が起きるということです。

○小杉 なかなか議論が収斂しないように思いますので、中国の考え方というのはこういうことだと、中国というか国家発展改革委員会の考え方はこういうことだということと先に進めたいと思います。実際、再販売価格の問題については、シャーマン法が立法された当時はアメリカも当然違法ということでやっていましたが、その後Leegin判決が出て、アメリカも合理の原則に変わった、EUと近くなったと、そういうような世界的な背景を川島先生もご存じだからこういう質問が出るわけなのですが、今、ここでやっているのは、今、中国がどうしているかを考えて、実際に何をやっているかということの議論なものですから、この議論はこの辺でやめたいと思います。

次に、残っている中で川島先生から出たのは、情報提供のところ、工商総局と国家発展改革委員会で規定が違うということがあって、その統一の議論というのはないのでしょうかということ、それから、テレコム的事件で、一旦調査中止ということになっているわけですが、その後どうなっているのでしょうかという質問があったと思うので、李先生にこの2つについて簡単にお答えを願えませんか。

○李 わかりました。

中国の電信会社は皆さん非常に関心があるテーマだと思います。先ほど川島先生がテレビで私を見たというふうにおっしゃってくださいました。私の個人的な行為ではなくて、あくまでも仕事でテレビに出演したわけですね。私たちがこの案件を処理する中で、対外的にこの法にのっとって処理を行う一環です。2011年の暮れですけれども、10月でしたっけね。この調査をしているということを公表いたしました。そして、非常に迅速にこの2社の企業は申請を中止するという事で約束をしたと。約束の中の核心的な内容は、3年の中でこのアクセス価格を下げるということです。垂直的な一体化の卸売りもあり、ブロードバンドもありますね。それから、またリテールもあります。ですから、この最終ユーザーとの関係もあります。最終ユーザーの価格の部分というのは、これは全体の案件としてみれば、価格の差別行為、非常に複雑ですけれども、差別の部分、垂直的な価格の圧迫というものがありました。ですから、この価格の領域分野の中で管理を強めなくちゃいけない、もう一回整理をしなくちゃいけないわけですね。この卸からリテールまで、小売までのモデルを考え直さなくちゃいけない。それから、価格のレベルを全体的に下げなければいけない。3年間でそれをやるといっています。毎年の年末にこの届け出終了で、昨年の2012年分の結果はもう出てきました。2013年分はもう少しで出るでしょう。情報を3年間集めて改革を改善するという事で、3年後にこの企業の約束の実施状況を判断します。そして、法にのっとって決定を下していきます。今、こういうことです。それ以上の情報はありません。この工商総局と発展改革委員会の間には、確かに既定の細かい部分については差があると思います。明確なところは、発展改革委員会は、この価格の認定のところで価格の一致性、それから意思の連絡、意思疎通、それから市場の構造、そして需給の需要と供給の変化を考える。工商総局は、非価格的な行為の部分で管理しています。

ですから、両者の細則における行為の表現の仕方という部分では違いがあります。この2者は、細分化するときに差は出てきています。違いはあります。執行のプロセスの中で、現在はまだぶつかるということはありません。しかし、こういったこの潜在的なリスクというものはあります。衝突する部分もあるでしょう。この2者の間でディスカッションします。そして、ある程度このことをさらにコミュニケーションしていかなければいけません。この2者は、規定の違いによって事業者にとって、どういったこの行為規定を重視しなくちゃいけないのかということにちゅうちょが生まれることは避けなければいけません。先ほど川島先生がおっしゃられたとおり、このリエンシーですけれども、2つの条件が出てくる。経営者、業者がどちらを選択するのか、誰に通告して実証をするのか、どっちがよいのかと、確かにこういったちゅうちょを生むことがあります。現在のところは、まだそういった具体的な事例はありません。しかし、これも確かに問題、課題があるので発展改革委員会のみならず、工商総局とも、ともに研究をし、調整をし、この問題を解決していかなければいけません。しかし、現在のところは、法執行の中で、特に両者が対立する、矛盾が起きたということはないです。しかし、その違いについては、ポテンシャルとして起こる可能性があるということは意識に上っています。

○小杉 ありがとうございます。

大体川島先生、射手矢先生から出た問題を一応カバーしたと思います。

私から1つ質問をさせていただいて、それから残りの時間を会場の方からのご質問にお答えいただくという形にしたいと思います。

1つ、私が伺いたいのは、国際協力というところの問題です。きょうの発表の中でも、最後のほうになって余り十分なお話もなかったわけですが、日本の企業は、今、例えば自動車部品の問題だとか、国際的な形で独禁法の価格のカルテルの問題に巻き込まれているという状況があります。中国の国家発展改革委員会としては、この価格協定の国際的な適用ということについて、今はもちろん事例がないわけですが、一体どういうふうな方向で考えていらっしゃるのか。アメリカとかEUとか、いろいろなところとの協力で世界的なグローバルな適用とい

うようなことというのは、将来考えられていらっしゃるのか、協力をどうしていくのかというようなことで、今、お話をいただけることがあればお願いしたいと思います。

○李 はい。国際協力についてでありますけれども、中国にとって非常に重要であります。中国の独禁法は若い法律です。今まで6年しかたっておりません。実施からは5年ですね。そして、国際協力ということになりますと、我々は独禁法の法執行の経験の豊かな成熟したやり方を持っている国から有用なものを学びたいと思っています。これによって、法執行機関が今まで犯したような誤りを、つまり回り道をしないように我々はしたいと思っているわけです。それぞれの国は、今、グローバル化が進んでいますので経済が融合しています。お互いにともに発展しているという状況です。これが大きなバックグラウンドですが、こうした独禁関連の当局が協力することは非常に重要かつよいことだと思います。中国は、アメリカやEU、韓国、イギリス、日本を含め協力をしていくことはよいことだと考えています。

また、私たちとともにセミナーを開いた公正取引委員会の皆様方が本日おいでになったのを見て非常にうれしく思っています。こうした協力というのはこれからも十分できると思います。

また、先日、韓国の反カルテル局の局長が我々の局にいらっしゃいました。そこで問題が提起されました。国際的なカルテルが存在した場合、全ての法執行機関がそれに処罰を加えた場合、処罰が重くなり過ぎますよね、どうするべきでしょうかという質問でした。それで、そうしたら、私たちは局同士で話し合えばいいじゃないですかと申しました。国際カルテルということになりますと、多くの国に関係が発生します。ですから、事前に約定ができていれば、例えば販売額を基本として幾ら幾ら掛けるというふうにすればよいのではないかと思います。最終的には、この話は確定はしませんでしたけれども、しかし、我々は、こうした問題意識をしております。多くの国との協力というのは、今、深めようとしているところであります。今後は国際協力が進むでしょう。情報の共有もありますし、証拠についてもそうですね。それぞれの国は、証拠に関し、秘密保護ということもありますけれども、それはできる範囲の中で証拠などを共有することは可能だと思います。

○小杉 大変積極的で、また率直で前向きのお話をいただいてありがとうございました。

それでは、先ほどお約束をしたとおり、残りの時間を使ってフロアの方からご質問を受けたいと思います。どなたでも挙手をさせていただいて、最初にお名前を述べていただいて、質問をいただければと思います。

○李 すみません。ちょっと提案させてください。

先ほど休憩のときにちょっとお話をしたのですが、名刺を交換しました。中国における日本企業ですけれども、その会社同士のまとまりのような商工会議所のようなものはないのでしょうか。韓国はあるらしいですね。

そして、こうした商工会議所が毎年研修を行っているということで、その中で、半日をかけて中国の独禁関連の専門家を招いて説明をしてもらっているということです。私たちも無料でそうした説明に行っています。それによって、コミュニケーションを図れると思います。

日本企業はどうでしょうか。以前、ちょっと聞いたこともあるのですが、日本企業同士の商工会議所みたいなものはないのでしょうか。中国でその運営を行っている日本企業がもし必要であれば、私たちも研修に人を出すということはできます。法執行機関としては、これは、ボランティアで義務として行うことができますので、また法執行の動向はどうかなどについて知りたい場合は、ぜひ声をかけてください。これは、うまくいけば、お互いに益があると思います。

以上です。

○小杉 どうもありがとうございます。日本ではもちろん商工会議所はありますし、JICAとか、私どもの財団もそうですし、また経営法友会みたいな企業の法務の団体というのもありますし、いろいろなところでもし中国からそうやって講師を派遣していただいて、中国の現状について話をしたいというようなことがあれば、喜んで日本のほうでも受ける団体はあると思います。今のお話を、きょうの参加者の間でもちょっと検討をしていたらありがたいなというふうに思います。

それでは、質問を受け付けたいと思いますが、どなたかご質問のある方。

○質問者1

私どもの会社は物流企業でして、中国に現法がございます。また、私ども、日本のA社と資本提携しまして、A社ももちろん中国に現法があります。今までは、私どもとA社の現地法人とは競争関係にある事業者ということでしたが、日本において私どもの企業の株式の49パーセントをA社が取得されました。この場合、私どもの中国の現法と、A社の中国における現地法人というのは競争関係にある事業者に該当するのでしょうかという質問になります。よろしくお願ひします。

○李 ちょっと余りはっきりわからなかったのですが、日本の部分はA社に49パーセントで買われたということですね。これはグローバルということですか。

○質問者1 中国も、まだはっきり決まってないのですか、近いうちにそれが実行されるという状況です。まだ中国のほうから認可が下りていませんので、今現在は日本のみなのですが、間もなくなるという状況です。

○李 この合併——買収についてはちょっとよくわかりませんので、すみません。

○質問者1 つまり、簡単に質問しますと、競争関係にある企業が2つありますと、片方がもう片方の株式を何パーセントか取得しますと。つまり、何パーセント以上の株式を取得すると競争関係にある事業者ではなくなるのかという質問になります。

○李 これは、企業の共同経営、M&Aということですので、商務部の考え方があると思います。我々としては、商務部に連絡をとることはできますけれども、これは商務部のほうに聞いていただけますか。

○質問者1 ありがとうございます。

○小杉 ほかにどなたかございますか。

どなたでも。せっかくの機会ですから。

○質問者2 2点、ご質問をさせていただきたいと思います。

1点は、ご説明の中に行政部門が行った独占の主導的なものも規制の範囲内に入るというふうにおっしゃっておったように思います。これは、当局が当局を主導するという意味なのでしょうか。そしてまた、そういったことは実際問題どのような形で行われるのだろうかというのの一つですね。

もう一つは、レジュメで——レジュメじゃなくて、スライドでいうと何ページでしたか、先生の26ページ、それから射手矢先生の、今ありましたが、国家発展改革委員会は省級価格主管部門に全面授権する。そして、それ

をさらに支給し、価格主管部門に調査を委託するというのですが、大変中国というのは広い国土を持っておられて、いろんな方がいらっしゃる中で、この独占禁止法というのは統一的に執行がなされるというふうに、つまり、ルール等も統一されていくという点についてどう考えたらよろしいのでしょうか。地方が非常に裁量を持つのか、それとも中央が統制できるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○李 わかりました。

私たちのこの法の執行の体系の中で、いかに統一をするかということについてもう少しご説明ほしいということだと思います。

ですから、この当局対当局というのは、この独占禁止法というのは、核心となるのは市場において競争があるということで、競争を制限するような事件や行為が発生してはいけないということです。ですから、中国の独占禁止法立法のときには、非常に慎重な態度で臨みました。つまり、独禁法の実施によって市場の経営競争を盛り上げ活性化する。そして、中国が大きいからといってこの権力を余り分散化してはいけないということです。ですから、この法執行機関を決定するときには、国務院ですね。これは、中央の執政だということです。また、中国は人口が大きいし、国土も広いわけです。ですから、経済の発展もアンバランスがありますね。法律自体には授權の可能性を与えたわけです。権利をある程度委譲することができる、国民が決定すれば、その作業の必要によって権利を省や省の関係する機関に委譲することができる。そして、その独禁法の仕事ができるということです。授權の状況ですけれども、事業者集中については商務部自身が行っております。それは、関係しているのが、影響額が非常に大きい企業、市場競争に大きな影響を来すような企業ですね。そういったところに対し審査をするわけです。ですから、商務部自体が行います。影響というのは、省や市に限定できない、広い範囲に影響することですから。多くの国、国にも影響を与える。その他の国にも影響を与える。ですから、事業者集中というのは授權をしていない、権利を与えていません。自分がやっております。工商局と发展改革委員会は違います。工商局は個別案件の授權を行っております。工商局は、各市、地方や市や県にも下部組織があります。ですから、これは成立可能な独占禁止案件などであれば下から吸い上げて、管理総局でこの案件について調査をしたいということで、権利を授けるわけですね。发展改革委員会というのはどうかといいますと、中国の現在の市場経済社会の中で価格の競争はよく見られる現象です。ですから、価格競争で問題が起こるということも多いわけですね。ですから、中国の各地域間の発展の状況も違うということで、全体的な権利を授ける授權ということを行っております。そして、省にまず渡すと、権利をですね。その省の範囲内で独禁関係の作業を進めていいということです。そして、部門の規定の中でもこうたわわれています。市には調査も委託できると。市役所——市の自治体に対してですね。ですから、この委託を受けた市レベルの部門は調査を行うわけですけれども、これはこの委託側の名義を利用することができる。河南省でしたら、河南省の発展委員会がある市に調査を行えということで委託をすると、調査をする名義は、あくまでも責任者である河南省の発展委員会だということになります。要するに、権限は調査しかありませんから、市のレベルです。しかし、案件の分析は省レベルの価格主管部門が行う。先ほどもまた特に強調したのですけれども、国家发展改革委員会は、統一の法の執行を統一させる、全体的にこの尺度というものを統一させるために報告の届け出ということを義務づけております。そして、立案も報告をする。この案件は、調査の価値がある、問題があるのかどうか判断する。もし問題がなければ、我々がリソースを注ぐ必要がないわけです。浪費になってしまいます。こういったことも起きてほしくない。また、この行政処分を決定する前に我々に報告をしてもらう。私たちは状況を知りたいだけです。そこで、承認をするということではありません。法律の適用が不当だとか、処罰が不当であるか、非合理性があるかどうかということをお我々がちょっとアドバイスをするということになります。あと、我々は届け出を求めます。それは、全国の状況を我々が把握するために寄与するということです。ですから、发展改革委員会の各地域の価格主管部門に対するこういった措

置を講じるのは、全体的にコントロールするためです。権を授けられた省レベルの部門は、中国の現在のこの法律の枠組みの中でこの権利を行使する。行政処分法の規制にも従う。独禁法の約束も履行しなければならない。ですから、法律のこの約束、拘束というのは最も根本的なものになります。これは法執行機関ですから。大体こういうことになります。

以上です。

○小杉 2つ質問があって、最初は、その行政機関に対する行政権の濫用ですか、行政権濫用による競争の排除とか独占ということについては、国家発展改革委員会がその行政機関を取り締まると、こういう理解でいいですよと、こういうようなご質問だったと思いますが。

○李 これについては説明が必要かと思えます。

独禁法の規定によりますと、法執行機関というのは、行政権の濫用については調査認定を行うことができる。しかし最終的には処罰権はないということです。その処罰権というのは、行政から行政への処罰ということになりますので、現在の行政の全体の枠組み体制から見てみますと、これは矛盾・衝突を招きます。こうしたもともとの行政と法律の枠組みは崩すことはできませんので、そして、立法においては、スキルを使いました。法律のその専門性がありますので、一方の行政が濫用をしているということであれば、その上級部門に対して提案をすることができるということです。つまり、文書の修正を行う、行為をやめさせる、関係者の処分などです。法律にはそうした規定がありますがけれども、我々、発展改革委員会としては、それが別の行政部門について直接的に処罰をすることはできません。提案しかできません。

○小杉 ありがとうございます。

大分時間がなくなってきたので、最後にもう一つだけ質問を受けたいと思いますがいかがでしょうか。

○質問者3

貴重なお話どうもありがとうございます。 処分後のお話をご質問させていただきたいと思えます。

例えば、再販売価格、そういった事件がありまして、当局から処分されて罰金もされた場合、その後、この価格の体系を維持するとかするような社内のシステムとか法律を再構築する場合に、改善の対策を考える場合というときには、当局からそういった指導とか、また監視・監督とかそういったようなことはありますか。受けることはできますか。

例えば、仮にそういったような改善が1年とか2年、そういったような期間、もしあるとしたら、もし改善ができない場合、2度、3度の再罰金とか再処分とか、そういったようなことはあり得ますかというような質問ですけれども、教えていただきたくお願いします。

○李 今おっしゃっているその改善というのは、どういう意味ですか。

○質問者3 改善については、例えば、違法行為がありまして罰金されました。その違法行為、罰金を払った。払ったらそれで終わりですか。そうじゃなければ、その違法行為を改善のときに指導をされるのでしょうかという。

○李 説明します。

まず、違法行為はやめなくてはなりません。これは、法律が求めているものです。お金さえ払えばいいというものではありません。その違法行為を続けることはできません。しかし、改善というのはこういうことだと思います。つまり、まず行為をやめること。そして、この行為が違法かどうか、そして違法な点はどこかということをもまず理解する必要があります。その面では、我々法執行機関が指導することはできます。そして、企業がそれからどうするかということについては、企業の行為でありますので、私たちはあれこれとは指図はしません。しかしながら、もしこうした合意があった場合、我々指導はしますけれども、その行為の誤りがどこにあるかということも指導して説明をするわけです。そして、どのように変えていくべきかということは指導しますけれども、その後、企業は実際に何をするか、何をしないかというのは企業自身が決めることです。

○小杉 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、これで講演並びに質疑応答を終わりたいと思います。

公演された李先生には、非常に詳細な準備をされて、また明快なご説明をいただき、また誠実に質問にも答えていただきました。また、日本側の川島先生、射手矢先生、それぞれの立場から大変有意義なコメントをいただいて、おかげさまでこの討論の充実に大いに資するところがあったと思います。また、会場の皆さんからもご質問をいただいて、大変実りのある討議ができたと思います。ありがとうございました。

最後に、李先生、また川島先生、射手矢先生に感謝の拍手をして締めくくりたいと思います。本当にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-6-7第九興和ビル別館

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野